

令和8年度

# 交通安全キャンペーン

12か月



新潟県交通安全マスコット  
ルルちゃん

名前：交通ルル  
性別：メス（推定）  
科：ネコ科

【新潟県交通安全マスコット（ルルちゃん）について】  
昭和61年5月、応募総数189通の中からデザインが採用され、名前は、応募総数3,910通の中から『交通ルル』と可愛い名前が選ばれました。  
昭和61年7月22日に新潟県知事から、「交通安全県を宣言した新潟県を象徴し、子ども達などから親しまれ、広く県民から愛される新潟県の交通安全マスコット」として発表されて以来、県民の皆さんからは、『ルルちゃん』の愛称で親しまれています。

## 昭和37年7月10日 新潟県交通安全県宣言日

県内交通量の激増に伴い、増加する交通事故の根絶を決意して、昭和37年7月10日、県民の名において、新潟県が交通安全県であることを宣言しました。

新潟県・新潟県交通安全対策連絡協議会



# ▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶はじめに▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶

令和7年中に県内で発生した交通事故は、

発生件数	2,514件	(前年比	-157件	-5.9%)
死者数	55人	(	〃	±0人 ±0%)
負傷者数	2,824人	(	〃	-221人 -7.3%)
(うち重傷者数)	545人	(	〃	-9人 -1.6%)

と前年に比べ、発生件数・負傷者数は減少しましたが、死者数は同数でした。

しかし、65歳以上の高齢死者数は35人となり、全死者に占める割合は63.6%（全国平均55.9%（速報値））と依然として高くなっています。さらに、横断歩道上で被害に遭う交通事故が未だに発生していること、自転車利用者の交通ルール遵守が十分でないことなど、取り組まなければならない課題が山積となっています。

このような情勢の中、交通事故を減少させ、悲惨な交通死亡事故を1件でも減少させるため、県としては、本年度の交通安全対策の重点を、

- 高齢者の交通事故防止
- 歩行者の安全確保
- 自転車の安全対策の推進
- シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

の5点のほか、特に重点とする事項として

- 横断歩行者優先の徹底

を定め、皆様方をはじめとした関係機関・団体とより緊密な連携をとりながら、各種交通事故防止対策を強力に推進することとしております。

一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、地域全体で交通事故防止に取り組んでいくことが求められます。

県内でも未だ多くの方が交通事故の犠牲になっている現実と、失われた尊い命の犠牲を教訓として、広報啓発や交通安全教育、街頭指導等の諸対策を着実に推進していく必要があります。

この冊子は、交通事故のない安全な社会の実現のために、それぞれの地域や職場などで交通安全対策に尽力しておられる交通安全リーダーの皆様方に、各種交通事故防止対策を推進する際の参考資料として役立てていただくよう作成いたしました。

いつの日か「交通事故ゼロ」となることを願い、御活用いただければ幸いです。

令和8年3月

新潟県総務部県民生活課  
交通安全対策室

新潟県交通安全スローガン（通年スローガン）

未来へとどけ！願いのかけはし 交通安全

平成6年7月6日 制定



# もくじ

●令和8年新潟県交通安全運動等の行事計画	1
●年間を通じての広報重点	2
「高齢者の交通事故防止」	
「歩行者の安全確保」	
「自転車の安全対策の推進」	
「シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底」	
「飲酒運転の根絶」	
●特に広報重点とする事項	4
「横断歩行者優先の徹底」	
通年 ○横断歩行者の交通事故防止	5
・R8 4/1～R9 3/31 「止まって！横断歩道キャンペーン」	
●月別広報重点	
4月 ○こどもの交通事故防止	6
・4/6～4/15 「春の全国交通安全運動」	
・4/6～4/15 「止まって！横断歩道キャンペーン重点期間」	
・4/10 「交通事故死ゼロを目指す日」	
5月 ○自転車の安全な利用	8
・5/1～5/31 「自転車安全月間」	
6月 ○雨の日の交通事故防止	10
○交差点の交通事故防止	
7月 ○悪質・危険違反の追放	12
○わき見運転等の防止	
○運転中の携帯電話使用等の禁止	
・7/22 「県民交通安全フェア」	
・7/22～7/31 「夏の交通事故防止運動」	
・7/22～7/31 「止まって！横断歩道キャンペーン重点期間」	
8月 ○夏休み期間中の交通事故防止	14
○安全速度の励行	
○二輪車の交通事故防止	
9月 ○ライトの早めの点灯	16
○正しい合図の励行	
・9/21～9/30 「秋の全国交通安全運動（予定）」	
・9/21～9/30 「止まって！横断歩道キャンペーン重点期間」	
・9/23～12/31 「安全運転・チャレンジ100実施」	
・9/30 「交通事故死ゼロを目指す日（予定）」	
10月 ○高齢者の交通事故防止	18
・10/1～10/31 「高齢者交通事故防止運動」	
11月 ○夜光反射材の活用	20
○歩行者の交通ルール	
12月 ○飲酒運転の根絶	22
・12/11～12/20 「冬の交通事故防止運動」	
・12/11～12/20 「止まって！横断歩道キャンペーン重点期間」	
1月 ○冬道の安全走行	24
2月 ○雪道などの運転方法	26
○車間距離の保持	
3月 ○シートベルト・チャイルドシート着用の徹底	28
●その他	
○交通事故を起こしたら	30
・運転者の義務	
・応急救護処置	
○交通事故のことで困ったら？	31
・交通事故の相談はまず県の交通事故相談所へ	
・新潟県内及び他の交通事故相談機関	
○新潟県交通遺児基金への御支援をお願いします	32
・交通遺児基金からのお願い	
○令和8年使用 交通安全年間スローガン入賞作品（内閣総理大臣賞等）	33
○新潟県交通安全対策連絡協議会員	34
○自動車の運転者が表示する標識とその標識を表示した運転者等の保護	35

# 令和8年 新潟県交通安全運動等の行事計画

新 潟 県

本行事計画をもとに、県、市町村及び交通安全関係機関・団体は、相互の連携を密にして、推進体制の確立を図るとともに、交通安全対策の推進に当たっては、各季に即し、それぞれの地域特性に応じた広報・啓発や参加型の交通安全教育、街頭指導等を効果的に推進する。

## 第1 全国運動

春の全国交通安全運動 (交通事故死ゼロを目指す日)	4月6日(月)～4月15日(水) (4月10日(金))
秋の全国交通安全運動(予定) (交通事故死ゼロを目指す日)	9月21日(月)～9月30日(水) (9月30日(水))

## 第2 県の運動

止まって！横断歩道キャンペーン	4月1日(水)～令和9年3月31日(水)
夏の交通事故防止運動	7月22日(水)～7月31日(金)
高齢者交通事故防止運動	10月1日(木)～10月31日(土)
冬の交通事故防止運動	12月11日(金)～12月20日(日)
交通死亡事故多発警報	発令の日から10日間(詳細は別に定める)

## 第3 その他

自転車安全月間	5月1日(金)～5月31日(日)
安全運転・チャレンジ100	9月23日(水)～12月31日(木)
県民交通安全フェア ～交通安全県宣言記念行事～	7月22日(水) 新潟テルサ

# 年間を通じての広報重点

## 1 高齢者の交通事故防止

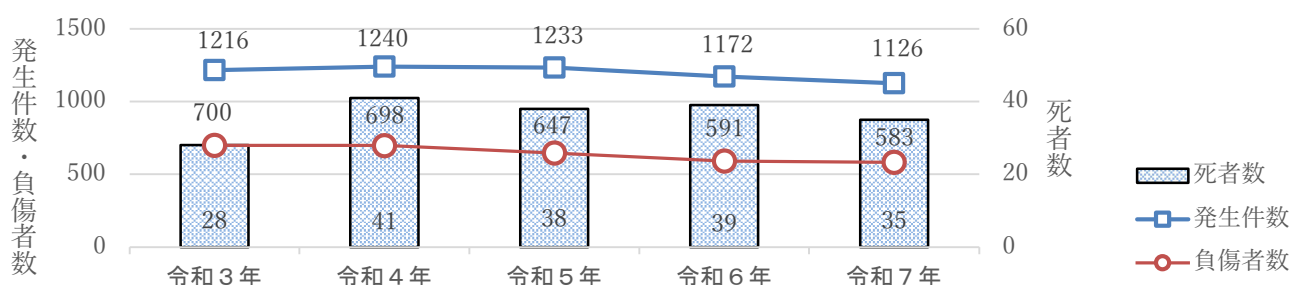
令和7年中の高齢者事故の死者数は35人（前年比－4人）であり、全死者数の63.6%（全国55.9%（速報値））となり、22年連続で過半数を占めました。

また、高齢運転者事故（高齢者が原付以上の車両を運転中に第1当事者※となった事故）による死者数は22人（前年比－1人）で、全死者数の40.0%を占めています。

※「第1当事者」：交通事故に関与した車両等の運転者又は歩行者のうち、当該交通事故における過失が重い者をいい、過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者

安全運転をしようという気持ちがあっても身体の機能が低下すると、運転に必要な情報が取れず、思いも寄らない結果を招くことがあります。日々の運転を見直し、無理のない範囲で安全運転を心がけましょう。

### ○高齢者（65歳以上）事故の年別推移



### ○令和7年中の状態別 高齢者死者数（全高齢死者数に占める割合）

- ・歩行中 13人 (37.1%)
- ・四輪車乗車中 18人 (51.4%)
- ・二輪車乗車中 1人 (2.9%)
- ・自転車乗車中 2人 (5.7%)
- ・その他 1人 (2.9%)

## 2 歩行者の安全確保

令和7年中の歩行者事故の死者数は15人（前年比－9人）であり、全死者数の27.3%となりました。

自動車運転者も自転車利用者も歩行者優先の保護意識を持ち、歩行者を見かけたら速度を落とし徐行するなど、思いやりと優しさを持った運転を心掛けましょう。

また、信号機のない横断歩道では、手前で速度を落とすとともに歩行者の有無を確認し、横断中又は横断しようとする歩行者がいたら確実に一時停止をしましょう。

歩行者の交通事故死傷者数（令和7年中）					
区分	総数	こども	高校生	高齢者	その他
死者数（人）	15	0	0	13	2
負傷者数（人）	459	47	21	155	236

## 3 自転車の安全対策の推進

令和7年中の自転車乗車中の死者数は2人（前年比－2人）であり、全死者数の3.6%となりました。

自転車については加害者にも被害者にもなり得るため、交通ルールの遵守とマナーの実践（加害防止）や、利用時の自転車用ヘルメットの着用（被害防止）を徹底しましょう。

自転車も車両であることから、自転車で車道を走行する際は、歩行者優先の保護意識を持ち、信号機のない横断歩道では、手前で速度を落とすとともに歩行者の有無を確認し、横断中又は横断しようとする歩行者がいたら、確実に一時停止をしましょう。

また、令和8年4月1日からは、自転車の信号無視や一時不停止などの交通違反に対して交通反則通告制

度（いわゆる「青切符」）が導入されます。自転車の交通ルールを正しく理解し、安全な運転を心がけましょう。

万が一の事故に備え、新潟県条例で義務化されている自転車損害賠償責任保険等への加入も忘れずに行いましょう。

区分	総数	こども	高校生	高齢者	その他
死者数（人）	2	0	0	2	0
負傷者数（人）	256	38	28	75	115

## 4 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

シートベルトやチャイルドシートは、交通事故に遭った場合の被害を大幅に軽減する「大切な命綱」です。シートベルトを正しく着用することで、正しい運転姿勢が保たれるとともに、疲労を軽減するなど、交通事故防止の重要な役割を果たします。

また、チャイルドシートの使用は大切なこどもの命を守る大人の義務です。チャイルドシートの大切さを大人がこどもに伝えていきましょう。

### ○シートベルトの着用調査

区分	運転区分	新潟県	全国	全国順位
一般道路（％）	運転席	99.3	99.1	20位
	助手席	95.9	96.5	34位
	後部席	64.1	45.8	1位
高速道路等（％）	運転席	100.0	99.6	1位
	助手席	98.7	98.8	31位
	後部席	89.7	79.9	4位

※令和7年10月～11月の調査結果（警察庁・一般社団法人日本自動車連盟（JAF）合同調査）

- ・令和7年中の四輪乗用車中の死者は33人で、そのうちシートベルト着用者は20人（着用率60.6%）でした。
- ・一般道における後部座席の着用率は、前年比+7.1ポイント、高速道路等における後部座席の着用率は前年比+0.5ポイントでした。

### ○チャイルドシート使用率

区分	1歳未満	1～4歳	5歳	6歳未満計	全国順位
新潟県（％）	—	—	—	82.5	27位
全国（％）	93.2	84.8	66.7	82.4	

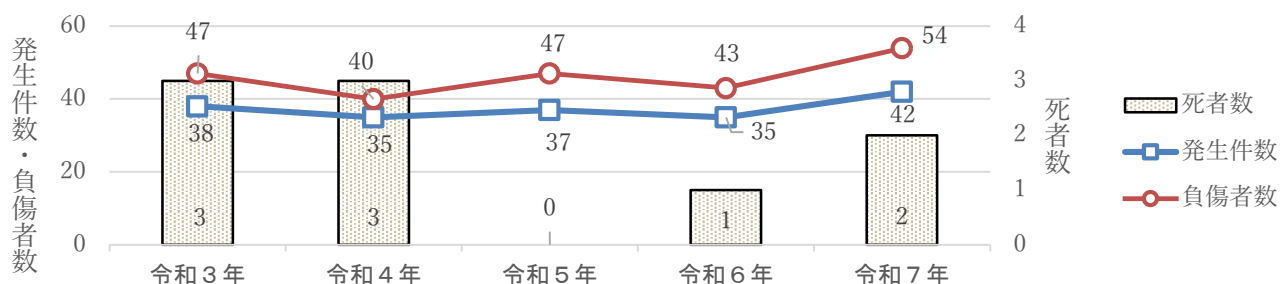
※令和7年5月～6月の調査結果（警察庁・一般社団法人日本自動車連盟（JAF）合同調査）

## 5 飲酒運転の根絶

令和7年中の飲酒運転による交通事故は、前年に比べ、発生件数、死者数、負傷者数はいずれも増加しました。

飲酒運転は、交通事故に直結する極めて危険な行為にも関わらず、依然として後を絶ちません。重大な犯罪であるとの認識のもと、県民総ぐるみで飲酒運転の根絶を図りましょう。

### ○飲酒運転による交通事故の年別推移



# 特に広報重点とする事項

## 横断歩行者優先の徹底

横断歩道で歩行者が被害に遭う事故が多く発生しており、信号機のない横断歩道を歩行者が渡ろうとしている場合における車両の一時停止が徹底されていない。

- ドライバーに対しては、横断歩道での歩行者優先意識の浸透を図るとともに、高齢者等が通行している際の保護意識の醸成を図る。
- 道路横断者に対しては、手を上げるなどの「渡るよサイン」を活用し、ドライバーに対して横断する意思を明確に伝える等の動作をするよう交通安全意識高揚を図る。

## 通年のキャンペーン

### ●横断歩行者の交通事故防止

★止まって！横断歩道キャンペーン 令和8年4月1日（水）～ 令和9年3月31日（水）

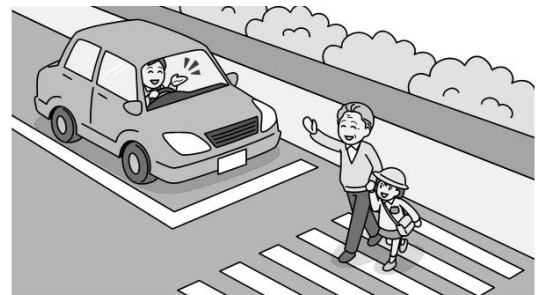
#### 活動の重点

- ・車両の運転者に対する横断歩道通過時の交通ルールの徹底
- ・横断歩行者に対する「渡るよサイン」の活用促進

## ★横断歩行者の安全の確保

令和7年中、県内では15人の歩行者が交通事故で亡くなり、そのうち7人は横断歩道横断中でした。

ドライバーは、歩行中・自転車乗車中の子どもや高齢者を見かけたら、急な飛び出しなどの不意な行動に備え、減速や一時停止をするなど歩行者の安全確保に努めましょう。



### ○横断歩道横断中の交通事故死傷者数(令和7年中)

区分	総数	子ども	高校生	高齢者	その他
死者数（人）	7	0	0	7	0
負傷者数（人）	218	22	17	72	107

### ○横断歩道の標識や標示

歩行者が安全に道路を横断するためのきまりとして、標識や標示が定められています。



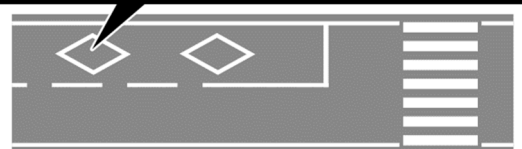
### 運転中は路面標示に注目！

路面のひし形の「ダイヤモンド」は、その先に横断歩道があることを意味します。

ドライバーは、路面にダイヤのマークを見つけたら、歩行者がいないかしっかり確認するとともに、横断者や横断しようとしている歩行者がいる時は、必ず横断歩道の前で一時停止しましょう。（周囲の道路状況により、設置されない場合もあります）

### ダイヤモンドがあったら…

前方に横断歩道アリ！横断者などを見つけたら必ず一時停止を！



## ★横断歩道での歩行者優先

信号機のない横断歩道において、歩行者が渡ろうとしている場面で一時停止した車は、新潟県では57.0%でした。（令和7年 一般社団法人日本自動車連盟調査）

横断歩道で歩行者を優先しなければならないことは、道路交通法第38条（横断歩道等における歩行者等の優先）で規定されているドライバーの義務です！

### 横断歩道に近づいたら

- 横断する人や自転車がいないことが明らかな場合のほかは手前で停止できるよう減速。
- 横断中、または横断しようとしている歩行者などがいるときは、一時停止して道を譲る。
- 横断歩道の手前から30メートル以内の場所では追い越し禁止。

### 【横断歩行者等妨害等違反の罰則関係】

#### 罰則

3月以下の拘禁刑  
又は 5万円以下の罰金

#### 反則金

大型車:12,000円	普通車:9,000円
二輪車: 7,000円	原付:6,000円
自転車: 6,000円(違反点は対象外)	

#### 違反点

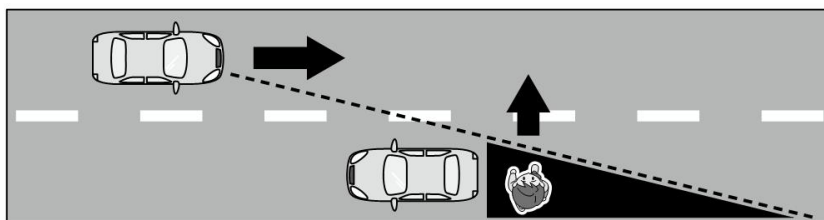
2点(横断歩行者等妨害等)

## ★道路横断時の安全確認の徹底

- ①道路を横断する際は、確認する方向に体をしっかり向けて遠くまで見るなど安全を十分に確認して、横断歩道がある場所では必ず横断歩道を渡りましょう。
- ②車は歩行者に気付いていない可能性もありますので、歩行者は、横断をはじめの前に車が来ていないかなどについて確認するとともに、横断中も左右を確認しましょう。
- ③道路を横断するときは、周囲の運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を開始しましょう。
- ④外出する時は、白色などの明るい服装を心掛け、夜光反射材などを積極的に活用し、ドライバーに自らの存在を早めに知らせましょう。

### 道路横断時には対向車の死角にも注意！

車両の直前・直後の横断はとても危険です！



車が通過した直後の横断は危険です。

▲の部分には死角で、対向車からは見えていないかもしれません！

## ★自転車ヘルメットを着用しましょう

警察庁が実施している自転車利用時のヘルメット着用率調査では、令和7年の新潟県における着用率は10.9%でした。

なお、全国で最も高い愛媛県の着用率は、70.3%でした。

※自転車の安全利用やヘルメット着用促進についての詳細は、p8～9をご覧ください。

### 広報文例

横断歩道は歩行者が最優先です。ドライバーは、横断歩道の手前では減速するなど、横断しようとしている歩行者に備え、横断者がいる時は必ず一時停止しましょう。

また、自転車を利用する全ての人に、ヘルメット着用が努力義務として課されてます。命を守るため、自転車利用時はヘルメットを着用しましょう。



# 4月のキャンペーン

## ●こどもの交通事故防止

春は、新入園、新入学のこどもたちが元気よく外で遊ぶ姿を見かける季節です。遊びに夢中になるこどもたちにとって、最も身近な危険は交通事故であり、交通事故からこどもたちを守るのは、お父さん、お母さんをはじめとする大人の責任です。

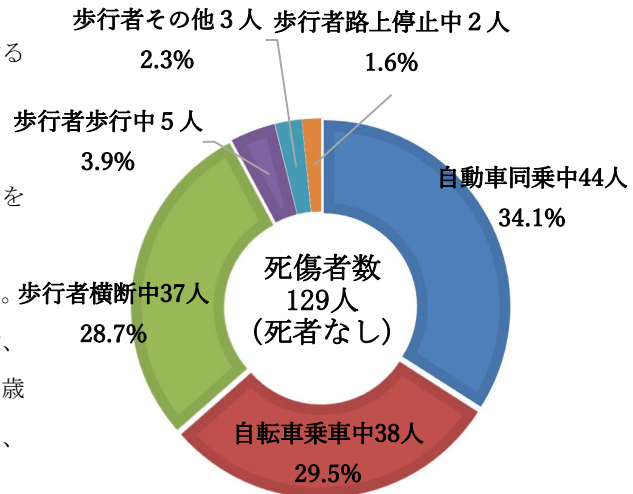
こどもを交通事故から守るためには、家庭での交通安全教育が重要です。

令和7年中に交通事故で死亡したこどもは0人（前年比±0人）で、怪我をしたこどもは129人（前年比-12人）でした。

家族で交通安全について話し合い、しっかりと交通ルールを教えましょう。

こどもを自動車に乗車させる際は、全ての座席でシートベルトを着用させ、6歳未満のこどもにはチャイルドシートを正しく使用しましょう。また、6歳以上でも体格等の状況により、シートベルトを適切に着用できない場合には、チャイルドシートやジュニアシートを使用しましょう。

※こども事故：中学生以下のこどもが関係した事故（同乗者を含む）で、この事故から生じた死傷者数を計上  
※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため合計しても100とはならない



### ★春の全国交通安全運動 4月6日(月)～4月15日(水)までの10日

#### 運動の重点

- 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保  
【横断歩行者の安全確保 ～渡るよサインの活用～（新潟県重点）】
- 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

交通死亡事故

ゼロを目指す日

【4月10日(金)】

### ★止まって！横断歩道キャンペーン 重点期間 4月6日(月)～4月15日(水)までの10日間

#### ○こどもの交通事故の特徴

こどもの交通事故は減少傾向ですが、「四輪車同乗中」や「自転車乗車中」、「歩行者横断中」の負傷者割合が高くなっています。

また、自宅近くの道路や交差点付近での事故も多く発生しています。

#### ○保護者の皆さんへ

「まず保護者が模範を示しましょう！」

こどもは大人のまねをします。保護者自身が交通ルールを守って、こどもの模範となるよう努めましょう。歩行者の交通ルールは、p21に詳しく記載しています。

「通学路を一緒に点検しましょう！」

こどもと一緒に通学路等を歩いて、危険な場所などをこどもの目線で確認し、安全な通行方法を一緒に考えてあげましょう。

「なぜ？飛び出しや車の直前直後の横断が危険であるか、理解させましょう！」

道路を横断する際は、必ず一旦停止し、左右の安全を確認することが習慣となるようにしましょう。

また、駐車や停車している車の直前直後の横断は、他の車から見えにくく、ドライバーからも見落とされやすいことを理解させましょう。

「安全な横断方法を一緒にやってみましょう！」

信号の色の意味や利用方法を教えるとともに、たとえ青信号であっても、左右の安全確認や近づいてくる車がないことを確認させましょう。周囲の車には、「渡るよサイン」で横断する意思を示し、車が止まってから横断するよう、指導しましょう。



## ○保護責任者の義務（道路交通法第14条第3項）

幼児・児童は、思慮判断に乏しく、交通事故の被害に遭いやすいことから、幼児等の保護責任者は、交通の頻繁な道路や踏切付近で幼児等を遊ばせたり、保護責任者等が付き添わないでひとり歩きさせてはならないことが、道路交通法で定められています。

また、幼児等の保護責任者とは、通常幼児の両親ですが、これに代わる扶養者、幼稚園や保育園の園長、保育士、小学校の教員等も含まれます。

## ○こどもの特性

- ひとつのものに注意が向くと、周りのものが目に入らない
- 衝動的に行動をおこす
- あいまいな言葉は理解できない
- 物陰で遊ぶ
- 大人のまねをする

などが挙げられます。

子どもに対する交通安全指導は、単に「危ない」、「注意なさい」といった抽象的な言葉だけでなく、「何が」「どうして危険なのか」を考えさせ、具体的に説明してあげましょう。



## ○子どもを交通事故から守るために

### ☆ドライバーの皆さんへ

#### ●生活道路では特に注意が必要です

こどもの事故の多くは、自宅付近の道路で発生しています。

交通量の少ない住宅街などの生活道路では、こどもの早期発見に努めましょう。

#### ●子どもを見かけたら反対側の確認も重要です

子どもを発見した時は、飛び出しを警戒するとともに、反対側からの別のこどもの飛び出しにも十分注意しましょう。

#### ●右左折時は側方の安全確認も必要です

特に、信号機のある交差点では、目の前の横断歩道だけでなく、その周囲にも注意を向け、こどもの横断に十分注意しましょう。

#### ●駐車車両等の陰にも注意が必要です

駐車車両や電柱等の陰に小さなこどもの姿は隠れてしまいます。物陰からの急なこどもの飛び出しに注意しましょう。

#### ●横断歩道周辺では、確実に減速しましょう

横断歩道の周辺では、斜め横断や飛び出しに注意しましょう。

また、手を挙げればどこでも横断できていると思っている小さなこどもも少なくありません。横断歩道近くでは確実に減速して、急な横断に対処できるようにしましょう。

『ドライバーの皆さんは、子どもを見かけたら、減速して動静を注意して見てあげるとともに、思いやりを持った運転で子どもを交通事故から守りましょう』

### 広報文例

4月は、新入学児童等の子どもたちが、元気に幼稚園や保育園、小・中学校に通う姿が多く見られるようになります。

横断歩道等の付近で子どもたちが手を挙げている姿を見つけたら、車を停止させ、横断し終わるまで待つなど、思いやりのある運転を心がけましょう。



### ★自転車の安全な利用

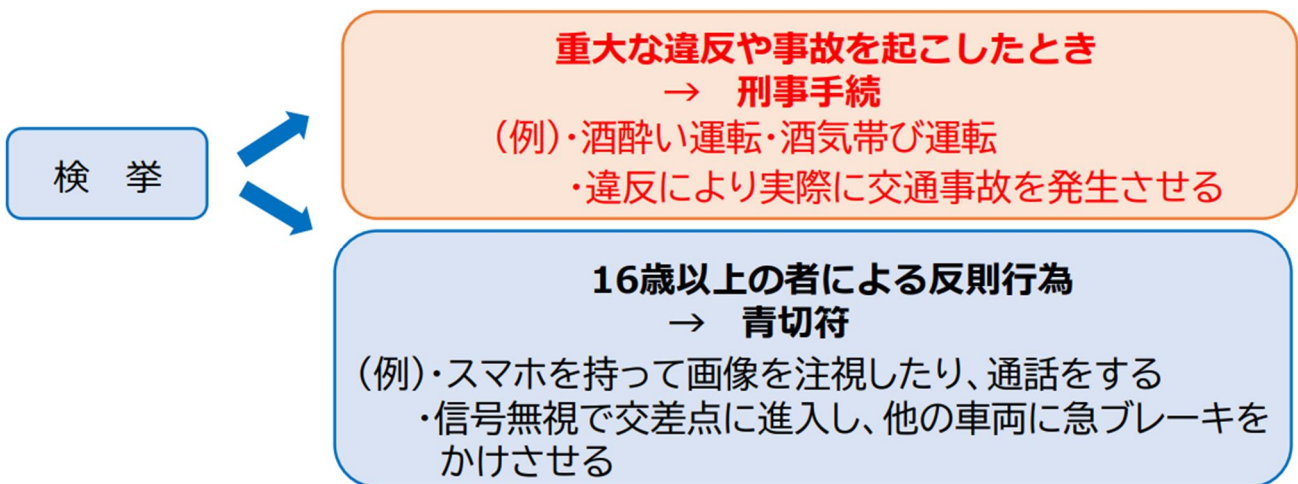
自転車はこどもから大人まで手軽に利用できますが、運転免許制度がないため、交通安全教育を受ける機会が少なく、一時停止や夜間等における前照灯の点灯、右左折方法等、自転車の車両としてのルールが周知されていません。

「自転車安全利用五則」を活用し、交通ルールを守り、安全に配慮したマナーを実践して交通事故を防止しましょう。

### 16歳以上の自転車利用者に対する交通反則通告制度（通称：青切符）の開始

自転車の一定の交通違反に交通反則通告制度を導入すること等を内容とする改正道路交通法が、令和8年4月1日から施行されます。

交通反則通告制度は、いわゆる「青切符」制度とも言われ、これまで自転車の交通違反が検挙されるといわゆる「赤切符」等を用いた刑事手続きによる処理が行われていました。近年、自転車を取り巻く交通事故の情勢が厳しく、また、その原因として自転車側の法令違反が認められる場合が多い状況にあることから、交通事故をなくすために自転車も車両の仲間という意識を持って交通ルールを遵守することが大切です。



警察庁交通局「自転車ルールブック」より抜粋

### 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と  
一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

### 自転車利用者はヘルメット着用を！

令和5年4月1日施行の改正道路交通法により、「自転車を運転する全ての人はヘルメットを着用すること」、「自転車の運転者は同乗する人にもヘルメットを着用させること」が努力義務となりました。

自転車利用中の交通事故で亡くなられた方の約5割は頭部に致命傷を負っており、交通事故に遭った際、ヘルメット非着用の場合には着用時と比較して**致死率が約1.4倍**となります。（令和2年から令和6年の全国統計。）自らの安全を守るために、自転車を運転する際はヘルメットを着用しましょう。

## さらに 自転車を利用するために



### ●自転車の交通事故に対応した保険等に加入しましょう。

新潟県では「新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されています。

全国的には、交通事故で自転車の運転者が加害者となり、数千万円という高額な賠償責任を負った例があります。

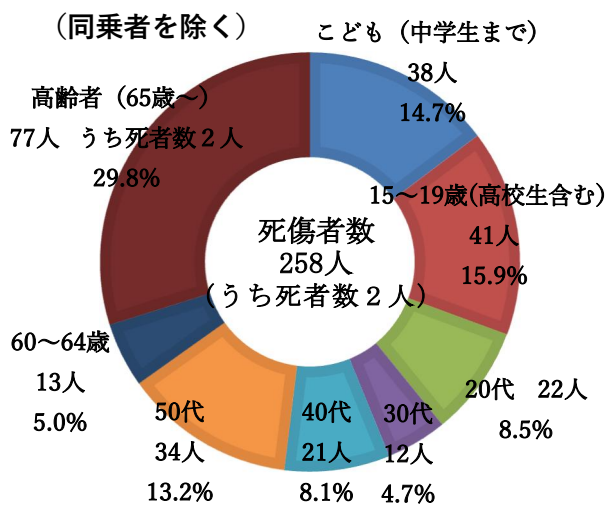
保険等に加入し、万が一に備えましょう。

### ●自転車の点検整備の実施

自転車には車検がありませんが、適切な時期に点検・整備が必要です。運転の前にはブレーキは効くか、ハンドルや車体に異常がないか点検してください。

定期的に自転車店で点検・整備を受けて安全な状態で自転車を利用しましょう。

### ○令和7年中自転車事故年代別死傷者数



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため合計しても必ずしも100とはならない

TSマークは、自転車安全整備店で点検整備 (有料) を行い、基準に合格した安全な自転車に貼られるマークです。

傷害・賠償責任保険(条件付き)が付いていて、万一事故にあったり、事故を起こしたときに活用できます。(TSマーク付帯保険適用期間は点検から1年間です。)

令和4年12月1日から、第三種TSマーク(緑色マーク)が創設され、従来の赤色、青色と比較し、支払い条件が拡充(全ての人身事故が賠償責任補償の支払い対象)されました。

TSマーク以外にも損害保険会社等から自転車保険等が発売されています。万が一への備えをしておきましょう。

### ○自転車事故の年別推移

区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
発生件数(件)	360	373	347	331	266
死者数(人)	6	11	5	4	2
負傷者数(人)	352	356	333	318	256

(※自転車事故とは、自転車を利用中の者が関係した事故で、この事故から生じた自転車乗用中(同乗中を除く)の死傷者数を計上)

令和7年中に発生した自転車乗用中の交通事故死者は、  
全交通事故死者の3.6%(前年比-3.7ポイント)でした。

## ★自転車安全月間 5月1日(金)から5月31日(日)までの1か月間

### 広報文例

自転車は被害者にも加害者にもなり得る車両です。

安全に利用するためには、交通ルールを守ることが大切です。また、新潟県では、自転車保険等への加入が条例で義務化されています。万が一、加害者となる場合に備え、必ず加入しましょう。



## ★雨の日の交通事故防止 ～梅雨時期を迎えます。雨の日は、晴れの日以上に注意が必要です～

### ○雨の日の運転における注意点

#### ①スリップに注意しましょう

雨の日の濡れた路面はスリップしやすいので、急加速を伴う追い越しや車線変更をしないようにし、車間距離を長めにとって運転しましょう。

また、雨の降り始めは、舗装道路の表面のほこりがオイル状になって、スリップしやすくなります。

#### ②発見の遅れによる事故に注意しましょう

雨の日は湿度が高く、車のガラスが曇りやすくなります。

また、水しぶきや窓ガラスに付いた水滴などで、視界は晴れた日に比べ悪くなります。

そのため、運転に必要な周囲の状況の把握が困難となり、前の車や歩行者の発見が遅れるなど、事故の原因となる場合があります。きれいな乾いた布を常備し、定期的に拭き取りを行うとともに、エアコンを効果的に活用し、運転に必要な視界を確保しましょう。

また、ガラスに付着した油膜も雨の日は大敵です。定期的に除去しましょう。



### ○その他の注意点

#### ①歩行者や自転車利用者の急な動きに注意

雨が降り出した時、一番慌てるのは、歩行者や自転車利用者です。

車の中にいれば、雨に濡れる心配もありませんが、傘を持っていない歩行者や自転車利用者は、濡れるのを避けるため、思いもよらない行動に出ることがあります。

雨が降り出した時は、歩行者や自転車利用者の行動にも十分注意しましょう。

#### ②タイヤなど車両の点検を忘れずに

タイヤの溝が浅くなると、停止距離が一層長くなるだけでなく、濡れた路面で滑りやすくなり、空気圧不足と同様にハイドロプレーニング現象を起こす原因になります。

走行時の安全を確保するために、必ず日常点検・整備を行いましょう。

また、ワイパーやエアコンの作動状態についても、車両点検時に確認しましょう。

#### ③運転席からの視界不良に注意

雨の日は、特に視界が悪くなります。ワイパーの届かない範囲やドアミラーに雨が付着し、視界を大きく妨げます。より慎重な運転をしましょう。



## ★交差点の交通事故防止

令和7年中県内では、全交通事故（2,514件）の46.5%にあたる1,168件の交通事故が交差点内で発生しています。

交差点事故の多くは、一時停止や安全確認などの基本的な交通ルールが守られなかったことが要因です。交差点では、確実な一時停止と左右の安全確認を行きましょう。

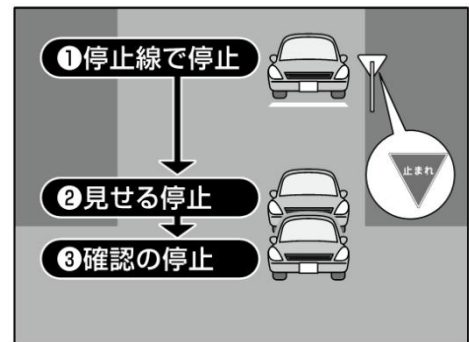
### ○交差点ひとくちアドバイス

#### ●一時停止交差点では

一時停止標識のある交差点で、左右を見通せる位置まで一気に進んでから停止していませんか？このような止まり方は誤りで、他の自動車はもちろん、歩行者や自転車と衝突ということになりかねません。

特に見通しの悪い交差点では、3段階の停止が重要です。

- ①停止線の直前で一時停止し、周囲の安全を確認する
- ②安全を確認しながら少し進んで自車の頭を出し、再停止する。（自車を見せる停止）
- ③左右の確認ができる位置まで進み、もう一時停止し、安全確認する。



#### ●交差点は最も交通事故の多い危険な場所として認識しましょう

交差点は、文字通り人や車が交差するため、最も事故が起こりやすい場所です。

対向車があるにも関わらず、手前から早く曲がろうとする車も時々見かけられます。

道路交通法では、「交差点では、他の車両や道路を横断する歩行者に特に注意し、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない」と定められています。

交差点では優先意識をなくし、ゆずりあいの気持ちと歩行者の保護を優先して安全運転に努めましょう。

## サポカー/サポカーSで交通事故防止

ブレーキとアクセルを踏み間違えることは誰にでも起こりうるものであり、重大事故も発生しています。

サポカーやサポカーSは、先進安全技術でドライバーの安全運転を支援するので、運転に不安を感じている方や高齢運転者の方にはぜひ利用していただきたい車です。

- サポカーとは、衝突被害軽減ブレーキを搭載した、全てのドライバーに推奨する自動車です。
- サポカーSとは、衝突被害軽減ブレーキに加え、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等を搭載した、特に高齢者に推奨する自動車です。
- 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置以外にも、運転者の安全運転を支援する様々な先進安全技術※があります。

※サポカー/サポカーSに搭載されている先進技術は、交通事故の防止や被害の軽減に役立ちますが、条件によっては装置が作動しない場合もあります。装置の機能を過信せず、安全運転を心掛けることが大切です。

### 広報文例

・雨の日は視界が悪くなるとともに、路面が滑りやすくなります。ドライバーは、適切な車間距離を保ち、交通事故を防ぎましょう

・交差点での事故が多く発生しています。一時停止のある交差点や見通しの悪い場所では必ず止まり、左右の安全を確認してから通行しましょう。



# 7月のキャンペーン

●悪質・危険違反の追放 ●わき見運転等の防止

●自動車運転中の携帯電話使用等の禁止

## ★悪質・危険違反の追放

### ○飲酒、居眠り、無謀運転に注意

夏場は、開放感やレジャー等で開放的な気分となり、飲酒運転や速度違反等の悪質・危険違反を要因とした交通事故の発生が懸念されます。

#### ●飲酒運転の追放

夏場は、バーベキュー等屋外でお酒を飲む機会が増えます。

「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない、運転する人には飲ませない」を徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。

#### ●居眠り運転の追放

夏場は、体力的な疲労が蓄積されやすく、居眠り運転を原因とする交通事故が発生しやすい環境になります。

無理をせず、こまめに休憩を取り、眠気を感じたら、パーキング等で休憩をとり、居眠り運転を未然に防ぎましょう。

#### ●無謀運転の追放

スピードの出し過ぎや無理な追い越しは、重大事故に直結します。

ゆとりのある計画で、あわてることなく安全運転を心がけましょう。



### ○危険！ あおり運転等はやめましょう

●妨害運転（いわゆる「あおり運転」）は、重大な交通事故につながる悪質・危険な行為であり、道路交通法違反に該当します。

●妨害運転によるトラブルに巻き込まれないためにも、車を運転する際は、周りの車の動きなどに注意し、思いやり・ゆずり合いの気持ちを持った運転を心掛けましょう。

### 〈ドライブレコーダーを活用しましょう〉

●ドライブレコーダーとは、映像や音声などを記録する車載型の映像記録装置のことです。

●ドライブレコーダーの装着効果

・交通事故の未然防止…運転時の映像が記録されるという緊張感が生まれ、安全運転に対する意識が向上します。

・交通事故の事実関係の客観的把握…事故の前後の映像により、事故当時車両や歩行者などの進行方向や信号の作動状況などが客観的に把握できます。

・悪質、危険な運転の抑止…運転行為が記録されることから、「あおり運転」（妨害運転）などの悪質、危険な運転の抑止に有効です。

## ★わき見運転等の防止

「わき見」と言っても、その原因は人や状況によって様々であり、運転中にカーナビゲーションに気をとられたり、景色に目を奪われたり、考えごとをしたりなどが挙げられます。

しかし、わずか数秒のわき見でも、車は大きく前進します。

例えば、時速50キロで走行する車は1秒間に約14メートル進みます。

2秒間のわき見では約28メートル、危険に気づいて急ブレーキを掛けても、停止するまでさらに約25メートル必要です。

したがって、わずか2秒間のわき見でも53メートル先の歩行者と衝突するおそれがあります。

令和7年中の交通事故による死者数55人のうち、第一当事者の「前方不注意」による事故の死者は15人で、全体の27.3%を占めています。運転中は集中し、前方や周囲の確認を怠らないようにしましょう。

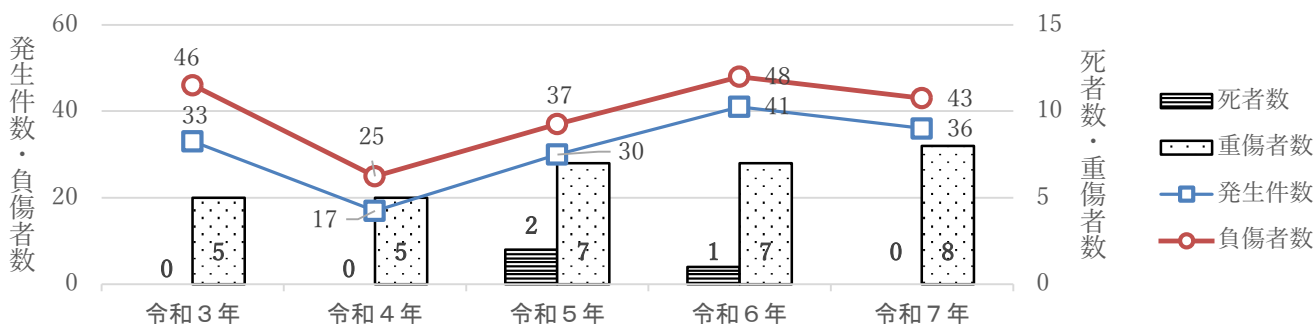
## ★自動車運転中の携帯電話使用等の禁止

令和7年中、自動車運転時における携帯電話使用等に起因する交通事故は、前年に比べ、発生件数、死者数、負傷者数いずれも減少しましたが、重傷者数は増加しました。

スマートフォンや携帯電話は、今や私たちの生活に欠かすことのできない大変便利なアイテムですが、その一方で、運転中のいわゆる「ながら運転」による重大事故が後を絶たず、大きな社会問題となったことから、「ながら運転」は厳罰化されています。運転中は絶対にしないようにしましょう。



※車を運転するときは、携帯電話の電源を切るか、ドライブモード等を活用しましょう。



交通事故を起こすなど、交通の危険を生じさせた場合  
**罰則：1年以下の拘禁刑  
 又は30万円以下の罰金**  
**違反点：6点**  
**反則金：対象外(即、罰則適用)**

左記以外の場合(通話や画像注視)  
**罰則：6月以下の拘禁刑  
 又は10万円以下の罰金**  
**違反点：3点**  
**反則金：大型車25,000円、普通車18,000円  
 二輪車15,000円、原付12,000円**

### 道路交通法一部改正 (令和5年7月1日施行)

一部の電動キックボード等が該当する「特定小型原動機付自転車」(以下「特定小型原付」)が道路交通法の車両区分に追加されました。特定小型原付に該当する車両は、16歳以上であれば運転免許がなくても運転でき、条件によっては歩道も通行することができる便利な乗り物ですが、特定小型原付に該当しない車両は、出力によって原動機付自転車や自動二輪車に区分され、それぞれの車両に合わせた運転免許が必要となります。特定小型原付を運転する際には、運転しようとする車両が、区分にあっているかよく確認し、ヘルメットを着用して安全に利用しましょう。

★**県民交通安全フェア 7月22日(水)開催(新潟テルサ)** 第1部 県知事表彰等表彰式  
 第2部 アトラクション等

★**夏の交通事故防止運動 7月22日(水)～7月31日(金)までの10日間**

★**止まって!横断歩道キャンペーン** **重点期間** 7月22日(水)～7月31日(金)までの10日間

#### 広報文例

- ・夏は海や山など屋外でお酒を飲む機会が増えます。飲んだら運転しない、運転するなら飲まない、飲んだ人には運転させないを徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。
- ・また、旅行や帰省で長時間運転する時は、早めの休憩を心掛け、居眠り運転を防ぎましょう。
- ・運転中の携帯電話の使用は違反です。運転中はドライブモード等を活用し、安全運転を心がけましょう。



# 8月のキャンペーン

●夏休み期間中の交通事故防止

●安全速度の励行 ●二輪車の交通事故防止

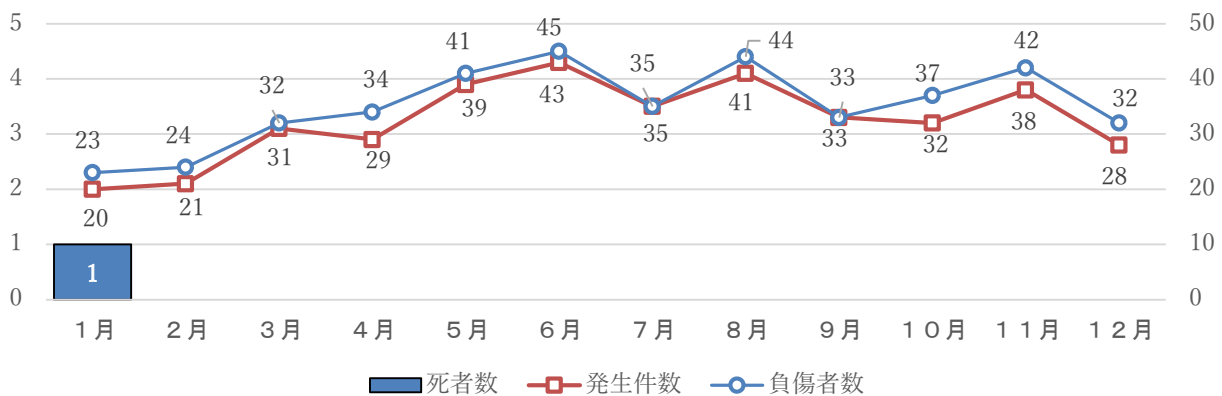
## ★夏休み期間中の交通事故防止

夏場は、夏休みや帰省などもあり、子どもたちや若者の開放感から起こる事故や、夏のレジャーによる疲労運転等から起こる事故が懸念されます。

夏休みやお盆休みになると、車で出かける機会が増え、交通量も多くなりますが、同時に、平日の昼間など普段は見かけない時間帯に子どもたちが出歩く機会が多くなり、子どもの事故が増える時期でもあります。

運転する時は、公園のそばなど、子どもの急な飛び出しが予想される場所では、十分に気を付けましょう。

子ども事故の月別発生状況（令和5年～7年の総数）



## ★安全速度の励行

県内の交通死亡事故の特徴は、事故が発生した場合に死亡する危険性が高い、いわゆる致死率が高いことがあげられます。

致死率とは、交通事故による死傷者千人あたりの死者数を表しており、令和7年中の全国の致死率は7.5%であるのに対し、新潟県は19.1%と、死亡事故になる確率が非常に高いという状況です。

その原因の一つとして、事故直前の車両の走行速度が高いことがあげられます。速度規制を遵守することはもちろんですが、夜間や住宅地などを走行するときは、制限速度に限らず、心にゆとりを持って、スピードを控えた運転を心がけましょう。

### ○安全速度＝制限速度？

安全速度と制限速度は同じではありません。安全速度とは、道路の状況、天候や視界など客観的に判断される条件を考慮し、事故防止上の観点から、運転上取りうる限りの安全な速度のことをいいます。

したがって、同じ速度でも、その場の状況によっては安全速度となる場合もあれば、危険な速度である場合もあります。

交通状況をしっかり判断して、予測される危険だけでなく、隠れている危険が現れても、交通事故を回避することが可能な速度にコントロールし、安全速度を保つことが重要です。

### ○危険認知速度と致死率

致死率は、時速60kmを超えると大きく上昇しており、時速61km～70kmの場合は、時速31km～40kmの場合に比べ3倍以上となっています。

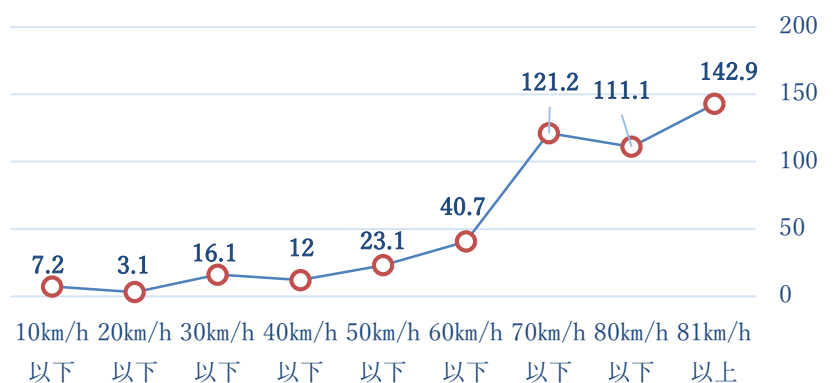
※致死率

死傷者千人あたりの死者数

※危険認知速度

ここでは、一般道において交通事故の第1当事者が、危険を感じてブレーキ操作等を行う直前の走行速度をさします。

危険認知速度別の致死率（令和7年中）



※高速自動車道及び自動車専用道での事故を除く 第1当事者が停止中及び調査不能の事故を除く

## ★二輪車の交通事故防止

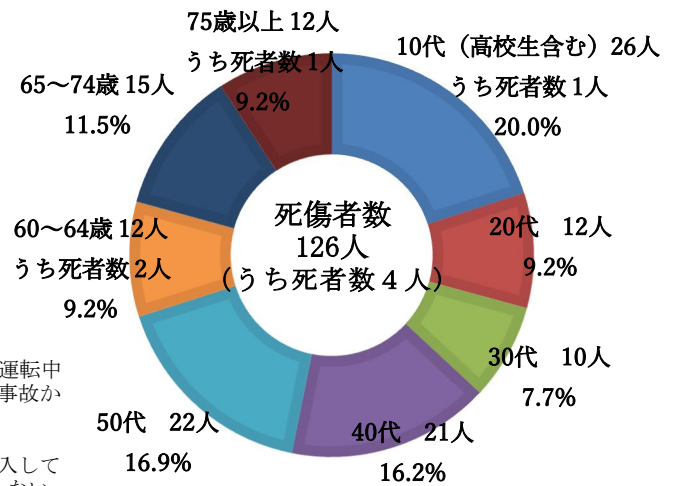
二輪車は、若者から高齢者まで幅広く利用され、小回りが効き、維持費が安いことなど、四輪車に比べて手軽なところがたくさんある便利な乗り物です。

しかし、雨や雪などの悪天候に弱く、また万一の交通事故の際、「転倒、死傷する可能性が高い」などの問題もあります。二輪車の特性を十分理解して安全運転に努めましょう。

※二輪車事故：二輪車（原付を含む）を運転中に第1・第2当事者となった事故で、この事故から生じた二輪車運転中の死傷者数を計上

※構成比は、小数点以下第2イを四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

二輪車の年代別死傷者数（令和7年中）

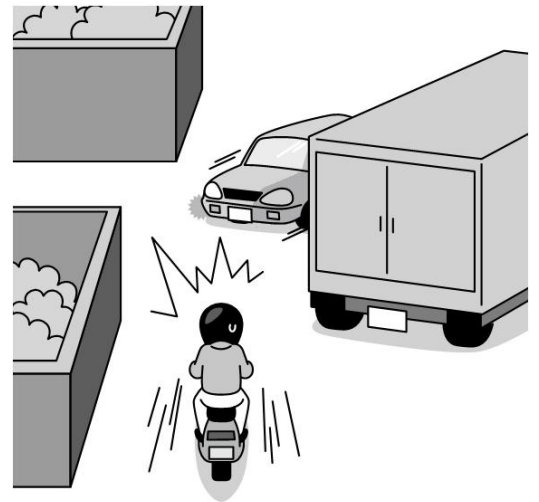


### ○見落とされやすい二輪車の存在

二輪車は四輪車に比べ、車体が小さいため、存在そのものを見落とされやすいばかりか、四輪車側から見ると速度や距離を判断しづらいという特徴があります。

また車体が小さいため、四輪車の側方や後方における死角に入りやすく、四輪車のドライバーが気づかない危険性もあります。

これらのことを十分踏まえ、交通ルールを守ることはもちろんですが、「他のドライバーは自分に気づいていないかも知れない」と考え、なるべく四輪車の死角に入らないよう心がけ、特に交差点での右左折時は、他の車両の動きに注意しましょう。また、停止車両の側方のすり抜けや急な進路変更は慎みましょう。



### ○ヘルメットの正しい着用

ヘルメットは、車のシートベルトと同じように、運転者の命を守る大切な装備です。

顎ひもを確実に締めた正しい着用でこそ、効果を発揮します。



**フルフェイス型**  
頭部全体を覆う1番安全なヘルメット



**ジェット型**  
フルフェイス型の顎の部分がないもの



**半キャップ型**  
頭部の上部分だけを覆うもの  
排気量125CC以下用が大半

### 広報文例

二輪車は風をきる爽快感があり、スピードの出し過ぎにつながる場合があります。スピードの出し過ぎは重大事故に直結します。制限速度を守り、状況に応じて減速するなど、ゆとりを持った安全な運転を心がけましょう。

また、二輪車は車と違い、交通事故の衝撃を受けやすく、重大な事故につながるようになります。運転者は、二輪車の特性を理解して安全運転を心がけましょう。



## ★ライトの早めの点灯

夕暮れ時や天候が悪い時は、交通事故が多発する傾向にあります。特に秋から冬にかけては、日ごとに日没が早まっていきます。ドライバーは、ライトを早めに点灯して、歩行者や自転車利用者を早く発見できるようにするとともに、自分の存在を周囲に知らせましょう。

### ○夕暮れ時はなぜ危険？

夕暮れ時の危険として、以下のことが挙げられます。

#### ・薄明視

昼から夜に切り替わる夕暮れ時の視覚を「薄明視」といいます。この薄明視では、視力のいい人でも、周りの物の形や色が見えにくくなります。

#### ・交通量の増大

仕事を終え、帰宅する車のほか、下校するこどもや生徒、買い物帰りの自転車乗用者など、交通量が増大します。

#### ・急ぐあまりの安全確認不足

「早く帰宅して休みたい」など、急ぐ心理が普段より働き、安全確認がおろそかになりがちです。

#### ・注意力の低下

仕事や授業などをやり終えた安堵感、一日の疲労感から注意力が散漫になります。



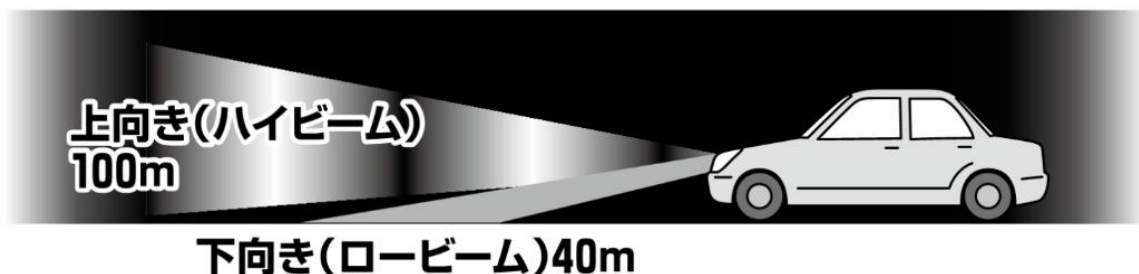
### ○ずっとライトを下向きで運転していませんか？

(上向きライトを効果的に活用して、歩行者の早期発見に努めましょう！)

道路交通法では、「夜間、他の車両等と行き違う場合、または他の車両等の直後を進行する場合において、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは、前照灯の光度を減じ、また照射方向を下向き（すれ違い用前照灯＝ロービーム）にする等の操作をしなければならない」と定められています。

つまり、対向車等がないときは、走行用前照灯（ハイビーム）で運転するのが基本です。

ライトが上向きなら、下向きより視認性が高まり、歩行者等を早めに発見できるなど、交通事故の危険性も低くなります。ライトの上向き、下向きのこまめな切り替えにより、歩行者等の早期発見に努め、交通事故を防止しましょう。



### ○夜間の安全運転のポイント

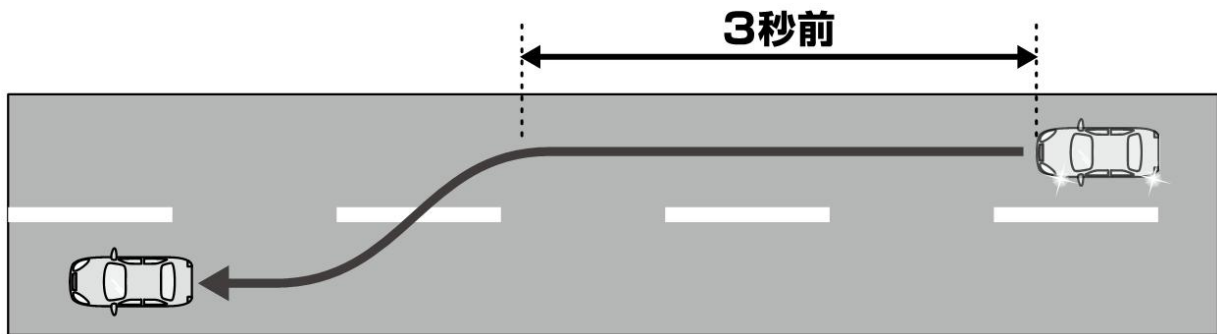
- ・暗い道で対向車や先行車がない場合は、ハイビームを活用
- ・交通量の多い市街地などや対向車や先行車がいる場合は、ロービームで走行（※）
- ※ 対向車が自転車の場合も確実にロービームに切り替えましょう。
- ・昼間より速度を落とした運転を励行

～夜間は速度を落とし、前照灯の上向き・下向きの切り替えをこまめに行いましょう。～

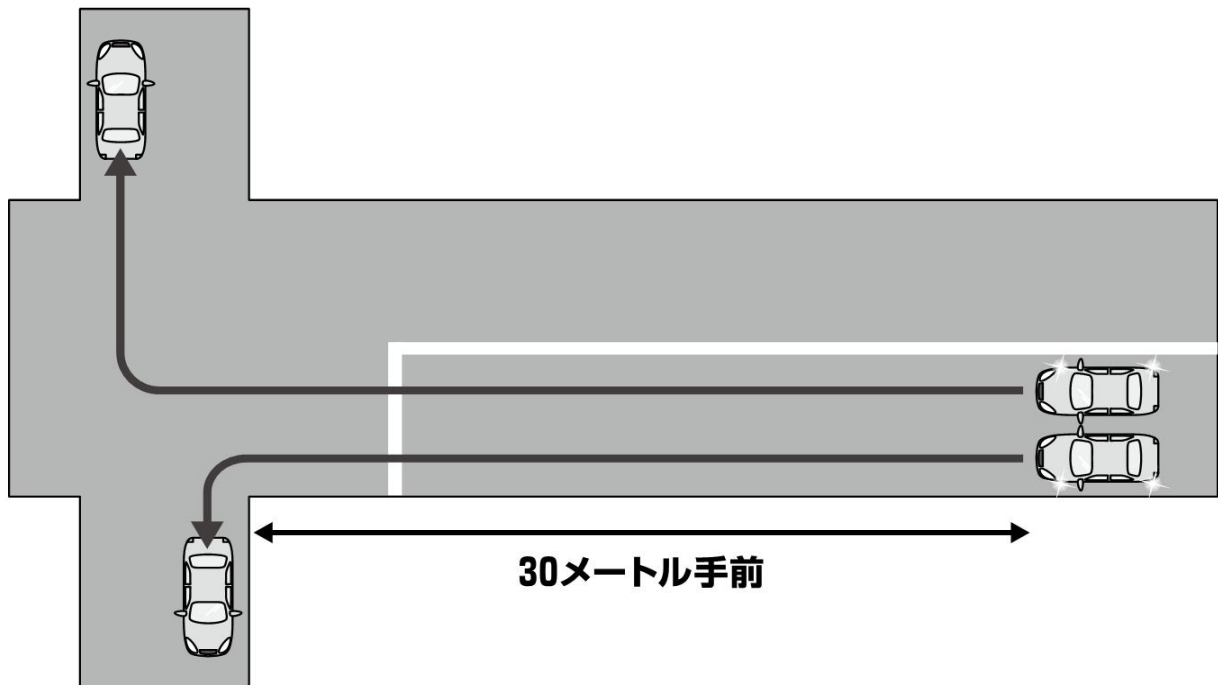
## ★正しい合図の励行

合図は、それぞれの行為により、次に定める時期に開始し、その行為が終わるまで継続しなければいけません。

- ① 同一方向に進行しながら進路を変えるときは、その行為をしようとするときの3秒前。



- ② 右折、左折の合図は、その行為をしようとする地点  
または交差点の手前の側端から30メートル手前の地点に達したとき。



★秋の全国交通安全運動（予定）	9月21日（月）～9月30日（水）までの10日間
★交通事故死ゼロを目指す日（予定）	9月30日（水）
★安全運転・チャレンジ100実施	9月23日（水）～12月31日（木）までの100日間

★止まって！横断歩道キャンペーン（予定） **重点期間** 9月21日（月）～9月30日（水）までの10日間

### 広報文例

夕暮れが早まり、ドライバーも歩行者も互いに見えにくくなります。

この時期は、交通事故が多発する傾向にありますので注意が必要です。ドライバーは、早めにライトを点灯し十分な安全確認を心掛けましょう。歩行者は夜光反射材を活用し、周りから見えやすくなるようにしましょう。また、自転車乗用時も、ライトをつけましょう。

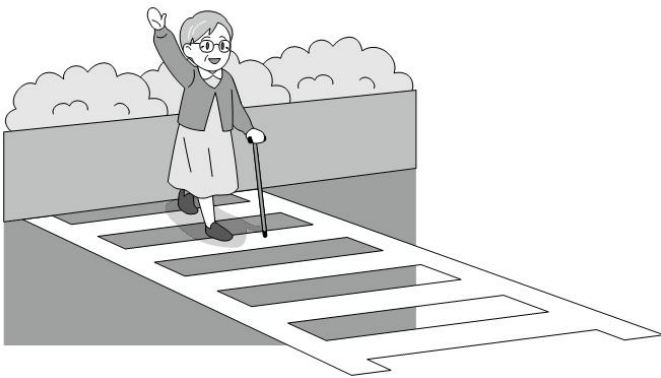


### ★高齢者の交通事故防止

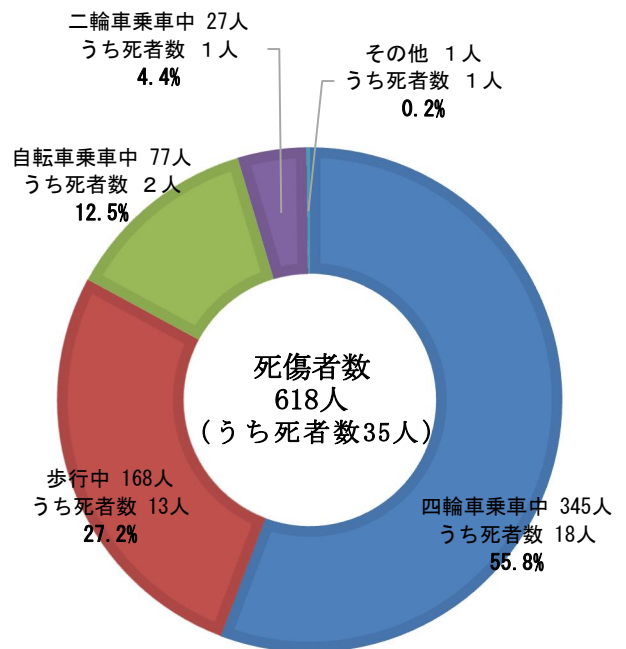
県内の高齢者（65歳以上）人口は約70万7千人で、総人口の34.2%を占めています。（出展：「新潟県推計人口（令和7年9月15日現在）」）

また、交通事故死者数に占める高齢者の割合は、22年連続で過半数（令和7年 全死者数の63.6%）を占めるなど、依然として高齢者の交通事故防止が大きな課題となっています。

年齢を重ねると若い頃に比べ、視野が狭くなります。道路を横断する際は、確認する方向に体をしっかり向けて遠くまで見るなど、安全を十分に確認して横断歩道を渡りましょう。



#### ○高齢者状態別死傷者数内訳（令和7年中）



#### ○高齢者事故発生状況（令和7年中）

区分	発生件数（件）	死者数（人）	負傷者数（人）
全事故	2,514	55	2,824
高齢者事故	1,126	35	583
全事故に占める割合（%）	44.8	63.6	20.6

※高齢者事故：65歳以上の者が関係した事故で、この事故から生じた高齢者の死傷者

※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

#### ○高齢者が交通事故に遭わないためのポイント

##### ★道路を横断するときは

- ・見通しのよい場所を横断する。
- ・車の通りが少なくても、左右の安全を十分確認する。
- ・近づく車が見えたら、無理に渡らず、通り過ぎるのを待つ。
- ・止まっている車の直前直後や通り過ぎた車のすぐ後ろは渡らない。
- ・渡りながらも左右の安全を確認する。

##### ★自転車に乗るときは

- ・自転車も「車両」としての交通ルールを守って自転車を安全に利用する。（自転車は車道の左側を通行することが基本ですが、70歳以上の高齢者は歩道を通行できる場合があります。詳しくはp9をご覧ください。）
- ・万が一の交通事故に備え、自転車を利用する際はヘルメットを着用する。
- ・また、歩行者などに衝突し加害者となる場合に備えて自転車保険等に加入する。

##### ★夜間外出するときは

- ・外出する時は、明るい服装と夜光反射材を身につけ、自分の存在を周囲に知らせる。
- ・自転車はライトをつけるのはもちろん、後部や側面にも夜光反射材をつける。

夕暮れ以降の外出時、黒っぽい服装は非常に危険です。明るい服装と夜光反射材を活用しましょう。

## ○高齢ドライバーの交通事故防止

### ●高齢運転者の皆さんは

- ・令和7年、県内の高齢ドライバーによる加害事故の死者数は、全死者数の40.0%を占めており、全事故に占める割合は依然として高い状況にあります。

身体能力は年々変化していきます。ゆとりを持った運転を心掛けましょう。

- ・高齢ドライバーは、夜間の運転は控えるなど、**補償運転**※に努めましょう。

※補償運転：加齢に伴う運転技能の変化などによって生じる危険を避けるため、より安全性の高い方法（「夜間や雨の日の運転を控える」「スピードを出さない」など）により運転すること

- ・被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置などの先進技術を搭載したセーフティ・サポートカー（略称：サポカー）は交通事故の防止や被害軽減に役立ちます。



### ●家庭では

- ・家族で話し合い、運転に不安を感じたときは、運転免許の自主返納を検討しましょう。
- ・運転免許センターでは加齢に伴う身体機能や、認知機能の変化などから運転に不安や危険を感じている高齢運転者及びその家族などからの相談を受け付けています。

事故を起こしてからでは取り返しがつきません。

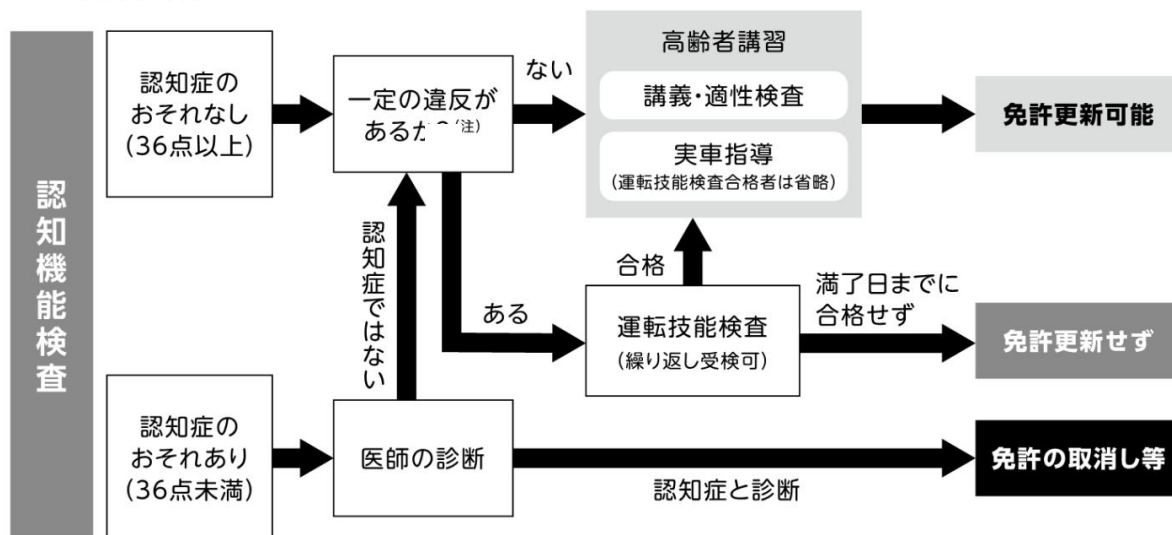
少しでも不安を感じたら安全運転相談ダイヤル <sup>シャープハレバレ</sup> # 8080 に相談しましょう。

## ○認知機能検査等の受検者に対する措置

75歳以上の普通自動車に対応する免許を保有している方が運転免許証を更新する際、過去3年間に一定の違反歴がある場合は、従来の認知機能検査に加え、実車による運転技能検査に合格しなければ運転免許証の更新ができなくなりました。

運転技能検査の受検期間は、運転免許証の有効期間が満了する日の前6か月間で、不合格の場合は繰り返し受検可能です。

### ■75歳以上の方



★高齢者交通事故防止運動 10月1日（木）～10月31日（土）までの1か月間

### 広報文例

例年10月から年末に向けて、高齢者が当事者となる交通事故が多発する傾向にあります。

ドライバーは早めのライト点灯を心がけ、歩行者は夜光反射材を活用して、交通事故を防ぎましょう。



## ★夜光反射材の活用

夜になると、歩行者からは車のライトは良く見えますが、ドライバーからは歩行者が見えにくく、発見が遅くなります。夜光反射材は、夜の道で車のライトの光を反射して、光ってドライバーに知らせるすぐれものです。

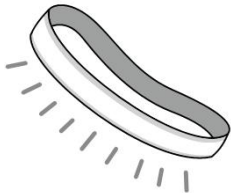
ドライバーに自分の姿を早めに見つけてもらうためにも夜光反射材を活用しましょう。

☆令和7年中の死者55人のうち、夜間事故の死者は21人（全死者の38.2%）でした。

☆令和7年中、歩行者の死者15人のうち、反射材を使用していた人は1人でした。



### ○夜光反射材の種類（この他にも色々な種類があります）



タスキ  
(中央部分が光ります)



キーホルダー  
(全体が光ります)



かさ  
(かさの外側の  
ふちが光ります)

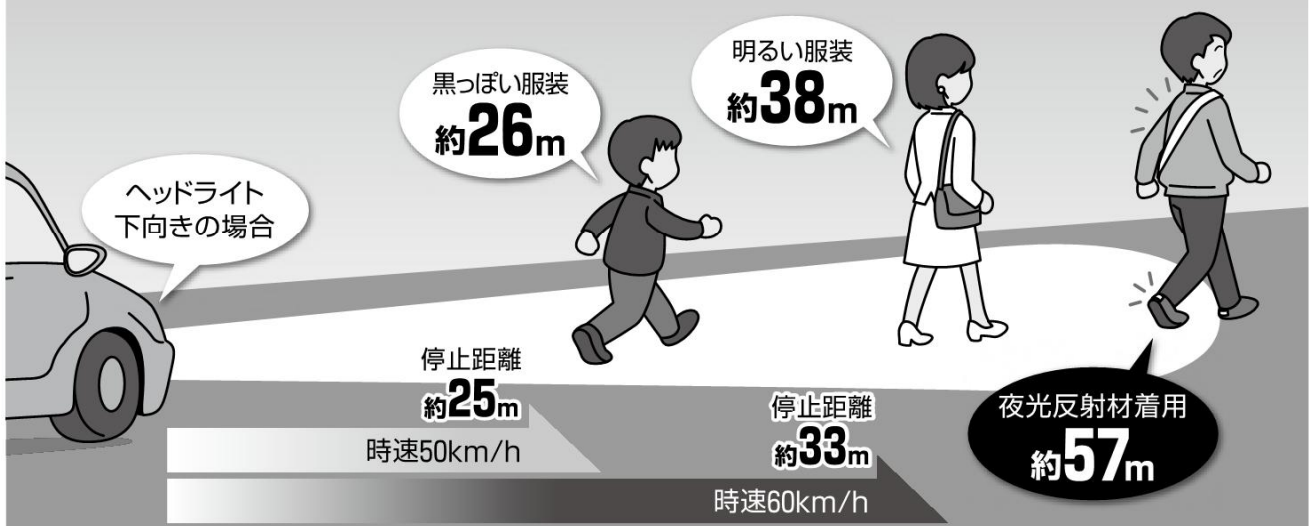


帽子  
(帽子全体とマークが  
光ります)



靴のシール  
(かかと部分が  
光ります)

## 夜光反射材は、光を反射して、あなたの存在をドライバーに教えてくれます。



※停止距離は、反応時間を0.75秒、摩擦係数を0.7で算出した場合

夜間、ライトを下向きにしている車のドライバーから歩行者が見える距離は、暗い色の服装で約26m、明るい色の服装で約38mとされています。時速60kmで走行している車のドライバーが歩行者を発見してから車を停止させるまでの距離（停止距離）は、乾いた路面の場合約33mかかるため、暗い色の服装の場合は、発見が遅れるとブレーキをかけても間に合いません。

夜光反射材を身につけていれば、ドライバーが遠くからでも歩行者を発見でき、交通事故の未然防止につながります。

★ ドライバーはライトの上向きと下向きをこまめに切り替え、歩行者・自転車利用者は夜光反射材を身につけ、お互いに交通事故を未然に防ぎましょう！

## ★歩行者の交通ルール

歩行者も道路を利用する際には守るべきルールがあります。

交通事故に遭わないためにも、基本的な交通ルールを守りましょう。

### ○右側通行（道路交通法10条第1項）

歩道や歩行者の通行に十分な幅員がある路側帯がない道路では、道路の右側端に寄って通行しなければなりません。

なお、歩道内では右側通行等の義務はありません。

（除外・・・道路の右側端を通行することが危険であるときなど）

### ○歩道通行（道路交通法10条第2項）

歩道等と車道の区分のある道路では、歩道等を通行しなければなりません。

（除外・・・車道を横断するとき、道路工事等のため歩道を通行することができないときなどやむを得ないとき）

### ○信号を守る（道路交通法7条）

歩行者用信号機がない場合は、自動車の信号機の表示または警察官等の手信号等に従います。

歩行者用信号機で青信号が点滅しているときは、横断を始めてはいけません。横断中に点滅が始まったら歩行者はすみやかに横断を終わるか、引き返さなければなりません。

### ○横断歩道を渡る（道路交通法12条第1項）

横断歩道がある道路では、横断歩道を渡りましょう。横断の際には必ず左右を確認しましょう。

### ○斜め横断の禁止（道路交通法12条第2項）

道路標識や標示によって斜め横断が可能なスクランブル交差点での横断を除いて、歩行者は斜めに道路を横断してはいけません。

### ○車の直前直後横断の禁止（道路交通法13条第1項）

歩行者は、横断歩道を横断するとき等を除いて、車両等の直前または直後で横断してはいけません。

車の通過直後や、停まっている車の脇からの道路横断は危険ですので、絶対にやめましょう。

### ○横断禁止場所について（道路交通法13条第2項）

歩行者は、道路標識によって横断が禁止されている道路を横断してはいけません。

#### 「歩行者横断禁止」の標識



#### 広報文例

歩行者が死傷した事故では、歩行者の「信号無視」「走行する車の直前・直後の横断」「付近に横断歩道があるのに、横断歩道ではない場所を横断する」等の違反が認められる場合があります。

ドライバーが歩行者を見落とす可能性もあります。道路を横断する際は、信号の有無に関わらず左右の確認を必ず行いましょう。



### ★飲酒運転の根絶

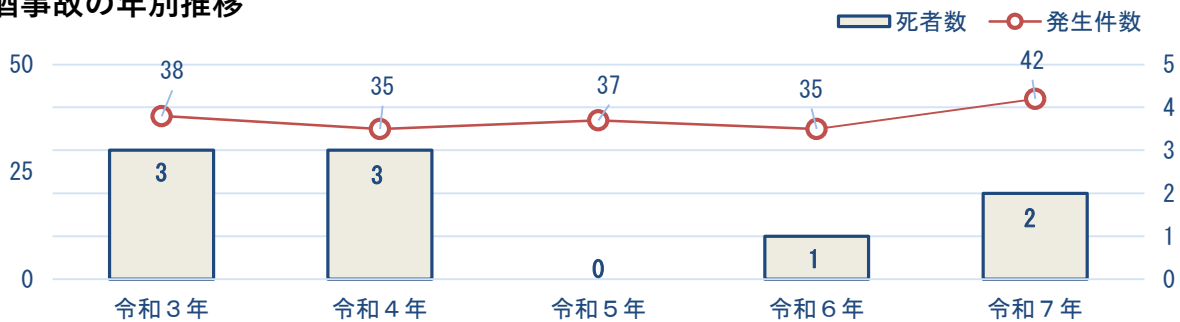
飲酒運転は、たとえわずかな飲酒量でもたいへん危険です。

例えば、個人差はありますが、「ブレーキを踏む反応時間が遅くなる」「注意力散漫になり、モノを見落としやすくなる」「動体視力が低下する」等、わずかな飲酒量でも身体に変化をもたらし、重大事故の引き金となります。

年末年始は、忘年会や新年会など、何かと飲酒の機会が多い時期ですが、家庭や職場、友人で「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」を合い言葉に飲酒運転を根絶しましょう。



### ○飲酒事故の年別推移



### ○飲酒が身体に及ぼす影響

#### ●動体視力が落ちる

動く物を見たり、動いている物を見る視力（動体視力）が低下するだけでなく、見える範囲（視野）も狭くなります。その結果、人や車の動きの見極めが遅れ、早めの危険対処ができなくなります。

#### ●判断力が低下する

酒類を飲んでハンドルを握ると、判断力が低下し、必要な安全確認ができずに危険な運転につながるとともに、とっさの状況判断には対応できません。

#### ●運動神経が鈍る

アルコールの麻酔作用が小脳まで至ると、千鳥足になったり、ろれつが回らず、いわゆる酔っ払い状態になります。ハンドルを握っても蛇行運転したり、アクセル操作にムラが出たり、ブレーキ操作が遅れたり、危険な運転につながりやすくなります。

#### ●理性が失われる

理性をつかさどる大脳皮質はわずかな飲酒でも機能が低下しやすいとされています。「ほんの1杯だから」とハンドルを握ったり、むやみにスピードを出したりする行為は、理性が十分に働いていない状態を示すものです。

### ○飲酒運転には厳しい行政処分が科せられます。

#### 「行政処分」

酒酔い運転 「35点」（前歴なしの場合は、運転免許の欠格期間「3年」）

酒気帯び運転 アルコール濃度が呼気1リットル中0.25mg以上は「25点」（前歴なしの場合は運転免許の欠格期間「2年」）  
アルコール濃度が呼気1リットル中0.15mg以上0.25mg未満は「13点」

酒気帯び運転では、前歴がない場合でも0.25mg/1以上は免許取消に、0.15mg/1以上0.25mg/1未満でも長期の免許停止となり、他の違反があるなど、場合によっては免許取消になることもあります。

○飲酒運転は重大な犯罪です！ (以下のような刑事罰が科せられます)

自動車 の 運 転 に よ り 人 を 死 傷 さ せ る 法 律 的 行 為 等 の 処 罰 に 関 する	危険運転致死傷	アルコールの影響により、正常な運転が困難な状態で、人を死傷させた場合など	人を死亡させた場合…1年以上20年以下の拘禁刑
		人を負傷させた場合…15年以下の拘禁刑	
	過失運転致死傷 アルコール等影響発覚免脱	アルコールの影響により、正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、人を死傷させた場合など	人を死亡させた場合…15年以下の拘禁刑
		人を負傷させた場合…12年以下の拘禁刑	
	過失運転致死傷	アルコールの影響により運転に必要な注意を怠り、よって人を死傷させた時に、アルコールの影響の有無又は程度が発覚することを免れる行為を行う	12年以下の拘禁刑
過失運転致死傷	運転に必要な注意を怠り、人を死傷させた場合	7年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金	
無免許運転による加重	上記すべての場合において、罪を犯したときに無免許運転をしていた場合	処罰が加重される	

道 路 交 通 法	酒酔い運転	飲酒量に関わらず、言語や動作が正常でないなど、いわゆる酔っぱらった状態で運転した場合	5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金 違反点数35点	
	酒気帯び運転	呼気1リットル中0.15mg以上のアルコール分を体内に保有したまま運転した場合	3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 違反点数 13点(0.15mg/ℓ以上0.25mg/ℓ未満) 25点(0.25mg/ℓ以上)	
	呼気検査拒否等	呼気検査を拒否又は妨害した場合	3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金	
	車両提供の禁止	酒気を帯びていて飲酒運転をするおそれのある者に車両を提供した者に対する罰則	車両を提供された運転者が酒酔い運転をした場合	…5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
			車両を提供された運転者が酒気帯び運転をした場合	…3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
	酒類提供の禁止	飲酒運転をするおそれのある者に酒類を提供した者に対する罰則	提供された運転者が酒酔い運転をした場合	…3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
提供された運転者が酒気帯び運転をした場合			…2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金	
同乗の禁止	運転者が酒気を帯びていることを知りながら、その車両に乗せてくれるよう、運転者に要求または依頼をして、車両に同乗した者に対する罰則	運転手が酩酊状態にあることを知りながら、酒酔い運転の車両に同乗した場合	…3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金	
		上記以外の場合	…2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金	

**取返しのつかない結果を招くのが飲酒運転です。絶対にやめましょう。  
二日酔いでも飲酒運転になります。深酒した翌日は車の運転を控えましょう。**

★冬の交通事故防止運動 12月11日(金)～12月20日(日)までの10日間

★止まって！横断歩道キャンペーン **重点期間** 12月11日(金)～12月20日(日)までの10日

**広報文例**

飲酒運転は、アルコールの影響により、運動機能が低下し、ハンドル操作等がにぶくなるなど交通事故につながる大変危険な行為です。

「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」を合い言葉に、地域や社会全体で飲酒運転を根絶しましょう。



### ★冬道の安全走行

新潟県の冬は、降雪や路面の凍結は避けては通れません。冬道の運転に向けた心構えや準備は万全ですか？

雪道や凍結路を走行するときは、スタッドレスタイヤやタイヤチェーンはもちろんですが、雪や霧のため視界も悪くなりますので、安全な速度と車間距離で、慎重な運転を心がけましょう。

#### ○冬道走行のポイント

##### 1 出発前の準備

車に積もった雪を落とす、窓ガラスの曇りをとるなど、しっかりと視界を確保してから出発しましょう。

##### 2 やさしいブレーキ操作でタイヤをスリップさせない

減速時や停止する際には、やさしいブレーキで速度を調節して、タイヤをスリップさせないようにしましょう。

##### 3 交差点の手前では、周囲の状況に気を配る

前車との車間距離を保ち、前車の動きに注意しましょう。  
先の状況を確認し、早めのウインカー、ブレーキで後続車へ注意を促しましょう。

##### 4 「急」のつく運転をしない

スリップの原因となる急発進、急ブレーキ、急ハンドルはやめましょう。



こんな場面でも、要注意です

##### ●ブラックアイス

路面に薄い氷の膜ができて、単なる湿潤路面のように黒く見えるのに凍っていることをブラックアイスといいます。非常に滑りやすい状態の路面です。

##### ●暖かい日の日陰部分や橋の上

周りの雪や氷が溶けていても、日陰や橋の上、堤防道路では部分的に凍っていることがあります。

##### ●ラッシュ後のすいた道

無意識にスピードを出すと、ラッシュ時の車に磨かれた路面でスリップします。

##### ●雪が少し積もった早朝

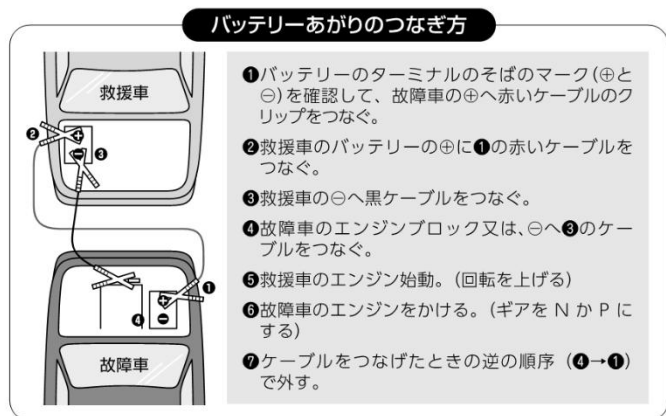
うっすら積もった雪の下はアイスバーン状態かもしれません。

##### ●小さなわだちや凹凸

曇りの日は特に見えにくく、不用意に進入すると、ハンドルを取られたり、横滑りすることがあります。



## 車の冬支度は出来ていますか？



※ハイブリッド車を救援車として使用すると車両を損傷させる場合があります。取扱説明書を確認しましょう。

### ○車道の歩行者に注意を

降雪時や除雪後は、歩道を歩行出来ずに、歩行者も車道に出ることがあります。

車両が歩行者の側方を通過する時は、安全な間隔を保持するか、徐行しなければなりません。



### ○冬道の安全歩行

#### ●すべりにくい靴をはきましょう

車道で転倒すると車の進路上に転んでしまう危険性があります。足下に十分注意して歩行しましょう。

#### ●道路横断時はいつも以上に注意しましょう！

青信号であっても、スリップしてくる車両に注意し、車が確実に止まったことを確認して横断しましょう。

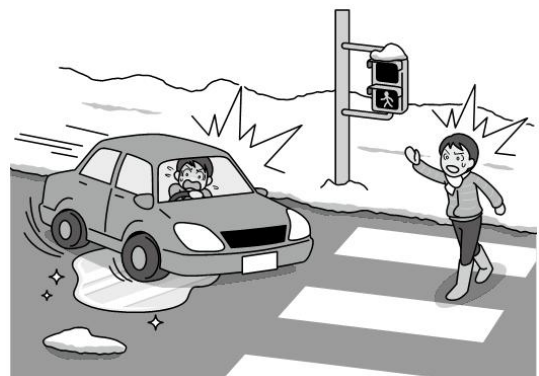
#### ●車両と対面通行を心がけましょう！

背面通行をすると車両の発見が遅れるとともに、咄嗟の対応も出来ないことから、車の動きを十分に確認できる位置で歩行しましょう。

#### ●足下ばかり見ないようにしましょう！

吹雪であっても時々顔を上げて周囲の安全確認をしましょう。

顔を伏せていると車の動きが分からなくなります。



### 広報文例

ドライバーは、歩行者の側方を通過する時は、安全な間隔を保ち、減速・徐行するなど、慎重な運転を心がけましょう。

また、降雪や霧でドライバーの視界が悪くなる場合があります。歩行者は車の動きに十分注意し、車が止まったことを確認してから横断しましょう。



# 2月のキャンペーン

●雪道などの運転方法

●車間距離の保持

## ★雪道などの運転方法

雪道や凍結した路面は大変滑りやすく危険です。スタッドレスタイヤやスノータイヤなどの雪道用タイヤを装着するとともにタイヤチェーンを用意しておきましょう。

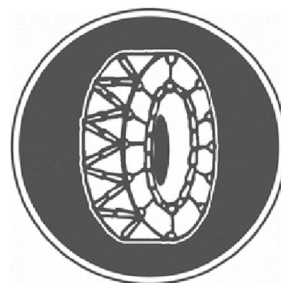
### ○雪道走行時にすべきこと

- ①あらかじめラジオやインターネット検索、日本道路交通情報センターに電話をかけたりにして、道路や交通の状況を確認する。
- ②視界を確保してから発進する。  
冬場は車に乗車した直後はフロントガラスが曇っていることが多く、曇りがひどい場合には視界が悪化して、歩行者等の発見が遅れてしまいます。ガラスが曇ったままの運転は危険を伴いますので、必ずエアコンなどで曇りを除去してから発進してください。
- ③雪道や凍結した路面は滑りやすいので、スタッドレスタイヤやタイヤチェーンを装着したうえで、速度を落として、十分な車間距離をとって走行する。
- ④横滑りしやすいので、ハンドルやブレーキの操作は特に慎重にする。急発進、急ハンドル、急ブレーキは絶対しない。

### ○チェーン規制について

大雪特別警報や大雪に対する緊急発表が行われるような異例の大雪があるときに、チェーン規制が実施されることとなり、対象となった区間は、タイヤチェーンを着けていない車の通行が禁止されます。

国土交通省によって、令和7年現在で、全国13か所の区間が設定されており、県内では国道7号の村上市大須戸から上大鳥、上信越自動車道（上り線）の信濃町ICから新井PAの区間が設定されています。



「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め(チェーン規制)」の標識  
(平成30年12月から導入)

### ○スタック・雪にタイヤがはまって抜け出せなくなったら

- スタックしてもあわてずに、周囲をよく確認して対処してください
- ①まずはハンドルを回してタイヤをまっすぐに。
  - ②クリーブ現象を利用して、発進。ギアを「R」にして、少し後退させる。
  - ③前進・後退を繰り返す。（アクセルは足をペダルに軽く当てる程度で）
  - ④抜け出したら、ゆっくり前進しましょう。

あわてずに、  
前進・後退をくり返す



### ○ゆとりある運転計画

冬期間は積雪や路面凍結によって、渋滞や事故が多くなり、予定どおりに進まなくてイライラすることがあります。運転中にイライラしたり焦ると、安全確認が不十分になったり車間距離を詰めてしまうなど運転が乱暴になり事故を起こす危険性が高まります。

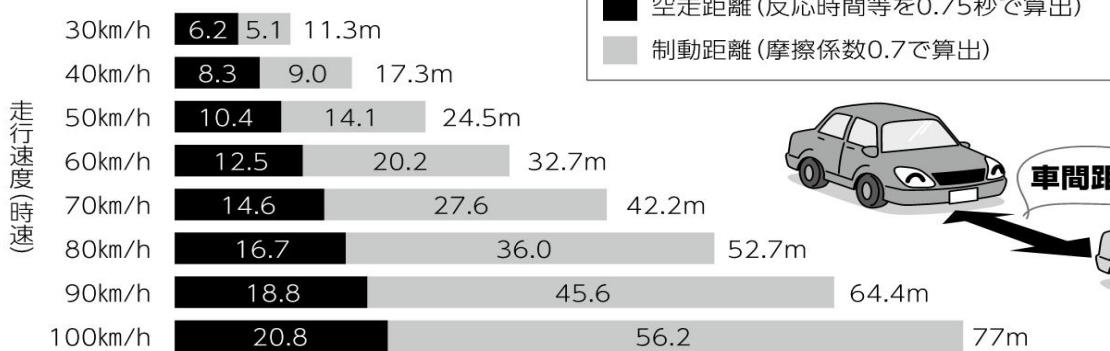
適当な休息時間を織り込んだゆとりのある運転計画を立てるとともに、運転中にイライラしたら、休憩を取ったり大きく深呼吸するなどして冷静な運転を心がけましょう。

## ★車間距離の保持

車が停止するまでには、運転者が危険を感じてからブレーキを踏み、ブレーキが効きはじめるまでに車が走る距離（空走距離）と、ブレーキが効き始めてから車が停止するまでの距離（制動距離）を合わせた距離（停止距離）が必要です。走行中のスピードによって、また道路条件によって停止距離は違います。

濡れた路面では、乾燥した路面の2倍以上の車間距離が必要です。  
適切な車間距離を保持し、交通事故を防止しましょう。

### ○速度別制動停止距離（※乾燥舗装路面）



車間距離を取らずに走行すると、前車のブレーキに対応できず、衝突するおそれがあります。車間距離を詰めたからといって、早く目的地に到着できるわけでもありません。

前車との車間距離を詰めて異常接近したりする、いわゆる「あおり運転」は、前車の運転手に恐怖心を与える危険な運転であり、処罰の対象となります。十分な車間距離を保つ一つの目安として、走行中に前車の後部が電柱などの目標物を通過してから、約3秒後に自車の前部が同じ目標物を通過すると、概ね適切な車間距離が確保できていると判断できます。運転中、簡単にセルフチェック出来る方法ですので、是非実践してみましょう。

### ○あおり運転厳罰化

#### 「妨害運転は拘禁刑又は罰金・免許も取り消し！」

#### 1. 非常に危険なあおり運転（妨害運転）

後方から著しい接近、クラクションやハイビーム、幅寄せ、割り込み後に急ブレーキ等、他の車の走行を妨害する目的で、このような行為をすることは、極めて悪質・危険で重大な交通事故につながります。「あおり運転」を受けた車が、高速道路上で停車させられ、後ろから来た車に追突されて乗車していた方が死傷する悲惨な事故も発生しています。

#### 2. 罰則等

通行妨害目的で交通の危険のおそれのある方法により、車間距離不保持などの一定の違反（※）をした場合は、

**3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金、違反点数は25点** です。

また、妨害運転をして、高速道路上で車両を停止させるなど、著しい危険を生じさせた場合は、

**5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金、違反点数は35点** です。

※一定の違反：通行区分違反、急ブレーキ禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追越し違反、減光等義務違反、警音器使用制限違反、安全運転義務違反、最低速度違反、高速自動車国道等駐停車違反

#### 広報文例

「あおり運転」（妨害運転）は、重大な交通事故につながる極めて悪質・危険な行為です。

車を運転する際は、周りの車等に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って、安全な速度・方法での運転を心掛け、十分な車間距離を保つとともに、不必要な急ブレーキや無理な進路変更等は絶対にやめましょう。



### ★シートベルト・チャイルドシート着用の徹底

シートベルトやチャイルドシートは、万が一交通事故の際に、あなたの命はもちろん、同乗した家族の命も守る大切な「命綱」です。

幼児（6歳未満）のチャイルドシートの使用は法律で定められています。また、6歳以上でも体格等の状況により、シートベルトを適切に着用できない場合には、学童用チャイルドシートやジュニアシートを使用しましょう。

#### ○シートベルトの正しい着用方法について

シートベルトやチャイルドシートを正しく着用すると、交通事故にあった場合の被害を大幅に軽減できます。正しく着用し、大切な命を守りましょう。

- シートの背は倒さず、シートに深く腰掛ける。
- バックルの金具は確実に差し込む。
- 肩ベルトは首に掛からないように着用。  
また、肩ベルトはたるまないように。
- 腰ベルトは骨盤を巻くようにしっかりと。
- チャイルドシートは、しっかりと車に固定しましょう。  
子どもを固定するハーネスは、胸の前に大人の指が一本入る程度が正しい締め具合です。

#### ○シートベルトの着用調査結果

（令和7年10月～11月 警察庁・一般社団法人日本自動車連盟（JAF）合同調査）

##### 一般道路

区分	運転区分	着用率（％）
新潟県	運転席	99.3
	助手席	95.9
	後部席	64.1
全国	運転席	99.1
	助手席	96.5
	後部席	45.8

##### 高速道路等

区分	運転区分	着用率（％）
新潟県	運転席	100
	助手席	98.7
	後部席	89.7
全国	運転席	99.6
	助手席	98.8
	後部席	79.9

#### ○死者のシートベルト着用者率及び致死率（新潟県）

	死者数（人）	負傷者数（人）	致死率（％）
着用	20	1,889	10.5
非着用	11	85	114.6
計	33	1,975	—

※致死率：死者数÷死傷者数×1000

**県内シートベルトの非着用者の致死率は、着用者の約11倍**

# ★チャイルドシートの正しい使用

## ○チャイルドシートの使用は運転者の義務です

(道路交通法第71条の3第3項)

- 義務付けの対象・・・「自動車の運転者」
- 使用させるべき対象・・・「幼児（6歳未満の者）」
- 使用させるべきチャイルドシート・・・「保安基準に適合・発育の程度に応じた形状」
- 違反への措置・・・「シートベルト装着義務違反同様、基礎点数1点付加」
- 使用義務の免除・・・「疾病のためチャイルドシート使用が適当でないとき」  
「その他政令で定めるやむを得ない理由があるとき」

## ○チャイルドシート使用状況調査結果

(令和7年5月 警察庁・一般社団法人日本自動車連盟 (JAF) 合同調査)

### ●こどもの乗車状況

区分	チャイルドシート使用	チャイルドシート不使用			
		車両シートにそのまま着用	装置にそのまま着座	大人用シートベルト着用	保護者の抱っこ
新潟県 (%)	82.5	7.0	5.5	3.5	1.5
全国 (%)	82.4	7.2	4.1	4.2	2.1

・抱っこやそのまま着座では、衝突時に車外放出などの重大事故につながる可能性があります。

## ○こどもの成長に合わせたチャイルドシートを使用しましょう

こどもの成長に合わせて、チャイルドシートの種類やタイプを選びましょう。

また、車への取り付けが可能かどうかの確認も大切です。下の3つの専用タイプのほか、兼用タイプもあります。

### 乳児用チャイルドシート



- 体重: ~10kg未満
- 対象年齢: 新生児~1歳くらい
- 使用方法: 車の後部座席に後ろ向きに取り付けるタイプ。この場合の背もたれ角度は45度が望ましい。また、製品によっては横向きベッドとして使用するタイプもある。

### 幼児用チャイルドシート



- 体重: 9~18kg以下
- 対象年齢: 1~4歳くらい
- 使用方法: 車の座席に前向きに取り付けるタイプ。特に幼児用シートはぐらつきのないよう「しっかり固定」することが大切。

### 学童用チャイルドシート



- 体重: 15~36kg
- 対象年齢: 4~10歳くらい
- 使用方法: こどもと装置を一体化して車のシートベルトで拘束するタイプ。シートベルトが使えるようになる身長140cmまではチャイルドシートが必要。

警察庁及び一般社団法人日本自動車連盟JAFが令和7年に全国で行った調査では、チャイルドシートを正しく車に取り付けられていない場合が25.2%、チャイルドシートに乗せたこどもを正しく座らせていない場合が44.4%という結果でした。

## 広報文例

シートベルトやチャイルドシートは、交通事故の衝撃から命を守ってくれる「命綱」です。

全座席でシートベルトを着用し、6歳未満のこどもには、チャイルドシートを使用しましょう。

また、6歳以上でも体格等の状況により、シートベルトを適切に着用出来ない場合には、チャイルドシートやジュニアシートを使用しましょう。



# 交通事故を起こしたら (運転者の義務、応急手当)

## ○運転者の義務

### ●負傷者の救護

負傷者がいる場合は、直ちに救急車を要請し、救急車が到着するまでの間、止血や心肺蘇生法など必要な応急手当を行う。

頭部に負傷している場合は、むやみに動かさない。ただし、後続事故のおそれがあるときは、負傷者を安全な場所へ移動する。

### ●危険防止の措置

停止標示板や発炎筒により、後続車に合図し、後続事故の発生を防止する。可能であれば、安全な場所（路肩や空き地など）へ車を移動する。

### ●警察へ交通事故状況などの報告

110番通報等により、事故の場所、負傷者の数や状態、道路障害の状況、損害状況などを報告する。

## ☆相手のナンバーを確認しよう

交通事故に遭い、気が動転してしまうと、「相手の車のナンバーも車種も全く覚えていない」なんてことも少なくありません。

例えば、相手の車が盗難車だったり、運転手が飲酒運転だったりすると、事故現場から逃走してしまうこともあります。

ナンバーの全部を覚えることは大変かもしれませんが、まず、一連番号（1ケタ～4ケタの数字）を正確に確認してメモしましょう。

そのあと、ナンバーの他の部分や車種・塗色・運転手・乗車人数など可能な範囲確認しましょう。



## ○応急救護処置

### 1 倒れている人の反応を確認する

反応がないときは、周りに助けを呼ぶ。そして、119番通報をしてもらうとともにAED（自動体外式除細動器）を持ってきてもらう。

### 2 気道確保（空気の通り道）を確保し、呼吸を確認する

負傷者をあおむけに寝かせ、あごを上げ、前頭部を下に押すようにする。普段どおりに胸が上下し、呼吸をしているかどうか確認する。

### 3 心肺蘇生を行う

普段どおりの呼吸をしていない、又はわからないときは直ちに心臓マッサージ（胸骨圧迫）を開始する。

圧迫する位置は、乳頭と乳頭を結ぶ線と胸骨の交わる点で、負傷者の胸が4～5センチ沈み込む程度（成人の場合）を30回繰り返し、1分間に100～120回の速さで行う。

### 4 AEDを装着する

AEDが到着したら、電源を入れ、AEDの音声メッセージに従って操作する。

### 5 救急隊に引き継ぐまで、または負傷者に普段どおりの呼吸や目的のある仕草が認められるまで救命処置を続ける

### ※ 出血している場合

直接圧迫止血法

傷口に清潔なガーゼや布を当て、手でしっかり押さえたり、包帯を強めに巻く。

### AED (Automated External Defibrillator)

自動体外式除細動器

目の前で人が倒れて、突然心臓が止まるのは、心臓がブルブルと細かくふるえる「心室細動」によって生じることが多く、この場合は、できるだけ早く電気ショックを与え、心臓の動きを取り戻す（これを除細動といいます）ことがとても重要です。AEDは、この電気ショックを行う器機です。

AEDが近くにある時は、心肺蘇生法を行うとともに、すぐにAEDを使用することが大切です



# 交通事故のことで困ったら？（新潟県交通事故相談所）

## ○交通事故の相談はまず県の交通事故相談所へ

決して他人ごとではない交通事故。毎日どこかで悲惨な交通事故が発生しています。

交通事故に遭われ、お困りの方は、まず県の交通事故相談所に相談してください。

損害賠償の額はどのくらいか？  
どんな賠償請求ができるか？  
保険会社との交渉は？  
相手に誠意がないときは？



賠償金の支払いはどうしたらいいか？  
示談の仕方は？  
治療や労災保険・社会保険などの利用は？

●相談員が無料で電話相談・面接相談に応じています。

●プライバシーは保護されます。

## 相談所について

### ◆新潟県交通事故相談所

〒950-8570

新潟市中央区新光町4番地1 県庁13階

### ◆巡回相談（予約制・面接のみ）

場所：長岡地域振興局 奇数月の毎月第3火曜日

上越地域振興局 偶数月の毎月第3火曜日

時間：13:00～15:00

●相談電話番号 025(280)5750

●相談日時 月・火・木・金

9時～12時 / 13時～16時

（水曜日※、祝日、年末年始は休みです。）

※月・火・木・金のいずれかが祝日の場合、水曜日は  
開所日となります。

※勤務の都合等により不在となることがあります。

## ○新潟県内及び他の交通事故相談機関

### ●（公財）日弁連交通事故相談センター

日本弁護士連合会が設置した公益財団法人で、交通事故による民事賠償にかかる問題について、法律相談等を行っています。

また、新潟相談所、長岡相談所、上越相談所及び村上相談所では示談のあっせんもを行っています。

なお、以下の番号で、弁護士による10分程度の電話相談を行っています。

電話：0120-078325（相談料・通話料無料）

平日10:00～19:00まで相談可（祝日を除く）

### ●そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

●（一社）日本損害保険協会が設置したもので、損害保険に関する一般的な相談の他、損害保険会社とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や紛争解決の支援（和解案の提示等）業務を行っています。

●電話：03-4332-5241（全国共通）

### （公財）日弁連交通事故相談センター相談所

各相談所	電話
新潟相談所	025-222-5533
長岡相談所	0258-86-5533
三条相談所	受付は新潟相談所へ
上越相談所	同上
村上相談所	同上
五泉相談所	同上

犯罪や交通事故の被害者等に対して、電話相談、面接相談や関係機関等への付添い支援等多様な支援を行っています。

相談は無料で、プライバシーも堅く守られます。

電話相談 月～金 10:00～16:00（祝日・年末年始を除く）

●自助グループ支援（年6回）も行っています。

実施機関・問合せ先

公益社団法人

にいがた被害者支援センター

（相談専用電話）

TEL 025-281-7870 新潟

TEL 0258-32-7016 長岡

TEL 025-522-3133 上越

# 新潟県交通遺児基金への御支援をお願いします

交通事故で保護者を亡くしたこどもたちや、重い後遺障害を負った保護者と暮らすこどもたちを激励するため、新潟県交通遺児基金は、皆様からの御寄附をもとに平成3年6月に設立され、こどもたちへの見舞金等の給付や図書カードの贈呈、夏休みの1泊2日ツアーなど、さまざまなかたちで支援を行っています。

また、県民の皆様の交通安全意識をさらに高め、交通事故防止を図ることにより、交通事故で悲しい思いをするこどもを一人でも減らすことを目指し、これから運転免許を取得する若い世代に向けた交通安全の啓発活動にも取り組んでいます。

こどもたちの未来のために、皆さまのあたたかい御支援が必要です。  
あなたの思いやりを、ぜひこの活動へお寄せください。



## ○交通遺児基金からのお願い

公益財団法人新潟県交通遺児基金は、皆さまからの御寄附により活動しています。  
皆さまの思いやりをぜひお寄せください。御寄附は口座振込でお受けしています。

口座名 公益財団法人新潟県交通遺児基金		
第四北越銀行 県庁支店	普通預金	1134920
大光銀行 新潟支店	普通預金	747873
新潟県労働金庫 新潟南支店	普通預金	4242621
郵便局	口座番号	00590-6-96264

- 専用の振込用紙でお振込みの場合、振込手数料は当基金が負担します。
- 下記事務局にご連絡いただければ、振込用紙をお送りします。
- 御寄附の際は、寄附金の使途（使い道）を以下の2つの事業から御指定ください。

## 寄附先としてお選びいただける2つの事業

### 交通遺児等支援事業

～こどもたちの笑顔のために～

交通事故で保護者を亡くしたこどもたちや、重い後遺障害を負った保護者と暮らすこどもたちを対象に、以下のような支援を行っています。

- ・見舞一時金の支給
- ・入学祝金・卒業祝金の贈呈
- ・図書カードの贈呈
- ・夏休みの1泊2日ふれあいツアー



### 交通安全推進事業

～交通事故のない新潟県のために～

交通事故で悲しい思いをするこどもを一人でも減らすことを目指して、運転免許取得前の若者を対象とした交通安全啓発に取り組んでいます。

- ・若年層向け交通安全啓発活動  
(高校3年生向け動画を制作・配信)



## 問い合わせ先

公益財団法人新潟県交通遺児基金事務局

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務部県民生活課交通安全対策室内

TEL : 025(280)5136

メール : ngt010230@pref.niigata.lg.jp

ホームページはこちらから▶



# 令和8年使用 交通安全年間スローガン

交通安全年間スローガンは、全日本交通安全協会と毎日新聞社の共催で、昭和40年から毎年募集しています。

全国から作品が寄せられ、関係機関・団体の関係者の審査を経て、内閣総理大臣賞（最優秀作）3点、内閣府特命担当大臣賞（優秀作）3点、文部科学大臣賞（優秀作・子ども部門のみ）1点、警察庁長官賞（優良作）3点と全日本交通安全協会会長賞（佳作）9点が選ばれました。

## 内閣総理大臣賞（最優秀作）

一般部門（A）  
自動車の運転者（同乗者を含む）に呼びかける部門

急ぐほど 狭まる視野と 増すリスク

一般部門（B）  
歩行者等（自転車等利用者を含む）に呼びかける部門

親を見て 子供も止まる 赤信号

子ども部門  
子どもたちに交通安全を呼びかける部門

車から ぼくたちみえない 手をあげよう

## 内閣府特命担当大臣賞（優秀作）

一般部門（A）  
自動車の運転者（同乗者を含む）に呼びかける部門

譲り合い ハンドル越しの 思いやり

一般部門（B）  
歩行者等（自転車等利用者を含む）に呼びかける部門

ヘルメット 命のお守り 忘れずに

子ども部門  
子どもたちに交通安全を呼びかける部門

ヘルメット かぶって安全 いきます！

## 文部科学大臣賞（優秀作）

子ども部門  
子どもたちに交通安全を呼びかける部門

合言葉 止まる待つ見る 守ろうよ

## 警察庁長官賞（優良作）

一般部門（A）  
自動車の運転者（同乗者を含む）に呼びかける部門

黄昏に 一番星の 前照灯

一般部門（B）  
歩行者等（自転車等利用者を含む）に呼びかける部門

それいいね 夜道にきらり 反射材

子ども部門  
子どもたちに交通安全を呼びかける部門

あせらずに 青になっても 再確認

## 全日本交通安全協会会長賞（佳作）

### ●一般部門（A）

自動車の運転者（同乗者を含む）に呼びかける部門

- ・シニアでも 心にワカバを 貼りましょう
- ・その酒は 事故を呼び込む さそい水
- ・ベルト締め 親子の絆も 結びつく

### ●一般部門（B）

歩行者等（自転車等利用者）に呼びかける部門

- ・その隙間 すり抜けるさき 待つ危険
- ・キックボード マナーも乗せて 安全運転

### ●子ども部門

子どもたちに交通安全を呼びかける部門

- ・いのちはね ゲームみたいに もどらない
- ・おまじない 自分を守る みぎひだり
- ・スマホやめ 周りの危険に 気づこうよ

※スローガンを利用する場合は、  
「交通安全スローガン・ポスター」事務局  
への利用申請が必要です。

# 新潟県交通安全対策連絡協議会員

## <官公庁>

- 新潟県
- 新潟県警察本部
- 新潟県教育委員会
- 国土交通省北陸地方整備局
- 国土交通省北陸信越運輸局
- 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局
- 厚生労働省新潟労働局
- 新潟市
- 新潟県市長会
- 新潟県町村会
- 新潟県市町村総合事務組合

## <教育関係団体>

- 新潟県小学校長会
- 新潟県中学校長会
- 新潟県高等学校長協会
- 新潟県小中学校PTA連合会
- 新潟県高等学校PTA連合会
- 新潟県私立中学高等学校協会
- 新潟県幼稚園・こども園連盟
- 新潟県私立幼稚園・認定こども園協会
- 新潟県保育連盟

## <交通・運輸関係団体>

- 東日本旅客鉄道株式会社新潟支社
- 東日本高速道路株式会社新潟支社
- 公益財団法人新潟県交通安全協会
- 一般社団法人新潟県安全運転管理者協会
- 公益社団法人新潟県トラック協会
- 公益社団法人新潟県バス協会
- 一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会
- 一般社団法人新潟県自動車整備振興会
- 新潟県自動車販売店協会
- 一般財団法人新潟県自動車標板協会
- 一般社団法人新潟県指定自動車教習所協会
- 一般財団法人新潟県自動車練習所
- 軽自動車検査協会新潟主管事務所
- 陸上貨物運送事業労働災害防止協会新潟県支部
- 独立行政法人自動車事故対策機構新潟主管支所
- 自動車安全運転センター新潟県事務所
- 一般社団法人新潟県交通安全施設業協会
- 新潟県高速道路交通安全協議会
- 新潟市個人タクシー事業協同組合
- 一般社団法人日本自動車連盟新潟支部
- 新潟県自転車・軽自動車商協同組合
- 一般社団法人新潟県レンタカー協会
- 新潟県ハイヤー交通共済協同組合
- 新潟県自動車車体整備協同組合
- 赤帽新潟県軽自動車運送協同組合
- 新潟県オートバイ事業協同組合
- 新潟県軽自動車協会
- 日本通運株式会社新潟支店

- 新潟県中古自動車販売協会
- 一般社団法人新潟県運転代行協会

## <報道関係>

- 株式会社新潟日報社
- 朝日新聞社新潟総局
- 毎日新聞社新潟支局
- 読売新聞社新潟支局
- 産経新聞社新潟支局
- 共同通信社新潟支局
- 時事通信社新潟支局
- 日本経済新聞社新潟支局
- NHK新潟放送局
- 株式会社新潟放送
- 株式会社NST新潟総合テレビ
- 株式会社テレビ新潟放送網
- 株式会社新潟テレビ21
- 株式会社柏崎コミュニティ放送
- 長岡移動電話システム株式会社
- 株式会社エフエムラジオ新潟
- 燕三条エフエム放送株式会社
- 株式会社けんとう放送
- 株式会社エフエム新津
- エフエム角田山コミュニティ放送株式会社
- 株式会社エフエム雪国
- 株式会社エフエムしばた
- 株式会社エフエムとおかまち
- エフエム魚沼株式会社

## <青少年・福祉関係団体>

- 社会福祉法人新潟県社会福祉協議会
- 新潟県青少年健全育成県民会議
- 一般財団法人新潟県民生委員児童委員協議会

## <その他関係団体>

- 新潟県石油業協同組合
- 日本郵便株式会社信越支社
- 一般社団法人新潟県商工会議所連合会
- 新潟県商工会連合会
- 新潟県中小企業団体中央会
- 一般社団法人新潟県銀行協会
- 一般社団法人新潟県農業会議
- 新潟県農業機械商業協同組合
- 新潟県農業共済組合
- 新潟県農業協同組合中央会
- 全国共済農業協同組合連合会新潟県本部
- 全国農業協同組合連合会新潟県本部
- 新潟県信用農業協同組合連合会
- 新潟県酪農業協同組合連合会
- 東北電力ネットワーク株式会社新潟支社
- 新潟県酒造組合
- 公益財団法人新潟県生活衛生営業指導センター

- 新潟県すし商生活衛生同業組合
  - 新潟県卸酒販組合
  - 新潟県小売酒販組合連合会
  - 新潟県森林組合連合会
  - 新潟県漁業協同組合連合会
  - 新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合
  - 新潟県料理生活衛生同業組合
  - 新潟県社交飲食業生活衛生同業組合
  - 一般財団法人新潟県老人クラブ連合会
  - 公益財団法人にいがた産業創造機構
  - 新潟県医師会
  - 公益社団法人新潟県薬剤師会
  - 一般社団法人新潟県歯科医師会
  - 公益社団法人新潟県看護協会
  - 新潟県土地改良事業団体連合会
  - 一般社団法人新潟県建設専門工事業団体連合会
  - 一般社団法人新潟県LPガス協会
  - 一般社団法人新潟県解体工事業協会
  - 一般社団法人新潟県産業資源循環協会
  - 新潟県住宅供給公社
  - 一般社団法人新潟県建設業協会
  - 一般社団法人新潟県砂利砕石協会
  - 新潟県生コンクリート工業組合
  - 新潟県電気工事工業組合
  - 一般社団法人日本建設業連合会北陸支部
  - 一般社団法人新潟電設業協会
  - 公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会
  - 新潟県信用組合協会
  - 一般社団法人新潟県警備業協会
  - 新潟県信用金庫協会
  - 日本通信株式会社
  - 新潟県生活協同組合連合会
  - 新潟中央ヤクルト販売株式会社
- (令和8年1月13日現在  
127 推進機関・団体、順不同)



## 「ハンドルキーパー運動」の推進

「ハンドルキーパー運動」とは、自動車  
で仲間と飲酒店などへ行く場合にお酒を  
飲まない人（ハンドルキーパー）決め、  
その人が仲間を自宅まで送り届ける運動  
です。

# 自動車の運転者が表示する標識とその標識を表示した運転者等の保護

道路交通法では、一定の運転者（高齢者、聴覚障害者、初心者、身体障害者(肢体不自由)）に所定の標識(マーク)を表示してもらうことにより、他の運転者に注意を喚起し、当該運転者の保護を図る規定がなされています。

下記標識（マーク）を付けている車に対しては、危険防止のやむを得ない場合を除き、側方に幅寄せをしたり、必要な車間距離が保てなくなるような進路変更をしてはいけません。

また、聴覚障害者標識を付けている運転者は、警音器の音が聞こえないことがあるので、安全に通行できるように配慮しましょう。

## ●種類（様式）

### 高齢運転者標識

普通自動車を運転できる免許を受けた年齢が70歳以上の人で、加齢に伴って生ずる身体機能の低下が運転に影響を及ぼすおそれがある人（努力義務）



### 聴覚障害者標識

普通自動車を運転することができる免許を受けた人で、補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない人



### 初心運転者標識

普通自動車免許（第一種）を受けた人で、当該自動車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く）が通算して1年に達しない人



### 身体障害者標識

普通自動車を運転することができる免許を受けた人で、肢体（手足）不自由であることを理由に当該免許に条件を付されている人



### チャイルドシート着用推進シンボルマーク

## カチャピョン

チャイルドシートの着用推進に関する国民の意識の高揚を図るためのシンボルマークで、シートベルト・チャイルドシート着用推進会議にて決定、平成12年2月29日に公表されました。



## 新潟県交通安全シンボルマーク

新潟県交通安全シンボルマークは、交通事故のない明るい新潟県の建設と、県民の交通安全意識の高揚を図るために、昭和54年7月に制定したものです。

このマークのデザインは、新潟県を三角で表し、その中に交通ルールを守る親と子を配し、交通安全を象徴したものです。

